

令和 7 年度一般会計予算特別委員会会議録

令和 7 年 3 月 1 3 日 (木)

(開 会) 10:00

(閉 会) 16:43

【 案 件 】

1. 議案第 3 号 令和 7 年度 飯塚市一般会計予算

○委員長

ただいまから令和 7 年度一般会計予算特別委員会を開会いたします。

「議案第 3 号 令和 7 年度 飯塚市一般会計予算」を議題といたします。

質疑に入る前に委員の皆様申し上げます。これまでの質疑において、最初に、事業概要、予算概要を尋ねるような質疑が多く、これに対する答弁にかなりの時間を取られているように見受けられます。新規事業につきましては、致し方ない部分もありますが、既存事業については皆さん御承知のことと思いますので、そのような質疑は、ぜひ割愛していただきますようお願いいたします。

また、質疑の内容が、予算審査の範囲を超えるものや、制度そのものに対する質疑になっているように見受けられます。あくまでも新年度予算の審査であることを念頭に置いて、質疑していただきますよう、また、委員会のスムーズな進行にご協力をよろしくお願いいたします。

それでは昨日、3 月 1 2 日に引き続き、「第 3 款 民生費」、1 2 8 ページ、児童福祉総務費、その他の児童福祉総務費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。追加資料の 5 9 ページ、説明をお願いします。

○医療保険課長

資料 5 9 ページ、「子ども医療費の推移表」ですが、縦軸が対象者数、医療費、県補助額、差引き一般財源の年度別となっております。対象者は 0 歳から 1 8 歳までのこどものうち、生活保護受給者、ひとり親医療、障がい者医療の対象者を除いた数です。医療費等につきましては、令和元年度から令和 5 年度までが決算額、令和 6 年度は決算見込額、令和 7 年度は当初予算額となっております。医療費につきまして、令和 2 年度はコロナの影響で受診控えがあり、医療費が落ち込んでおりますけど、例年 3 億 5 千万円以上となり、令和 6 年度は過去最高の見込みとなっております。県補助金については、補助対象の 5 0 %ですが、県補助の対象を超えた拡充分については、一般財源となりますので、補助率は 5 0 %を切った値となっております。

○川上委員

過去最高というのは何が最高なんですかね。

○医療保険課長

医療費全体の額となっております。

○川上委員

子ども医療費の無償化を入院・通院とも 1 8 歳まで拡充すると、現在の一般財源 2 億 5 千万円余に、さらに幾ら必要になるか検討したことがあるでしょうか。あれば示してください。

○医療保険課長

高校生までの完全医療費無償化で必要になる財源は、令和 5 年度決算においては約 1 億 6 2 0 0 万円となっております。資料の令和 7 年度一番下の一般財源、2 億 5 3 6 5 万 4 千円に加えますと、4 億 1 5 6 5 万 4 千円となります。

○川上委員

終わります。

○委員長

次に、１２８ページ、１２９ページ、２３２ページ、児童措置費、私立保育所等保育措置事業費、幼稚園費、幼稚園教育振興事業費について、石川委員の質疑を許します。

○石川委員

予算資料２３ページで、予算書には１２８ページ、１２９ページ、２３２ページにかかりますので、一括してよろしく申し上げます。私立保育所等保育措置事業費についてお尋ねします。その事業費のうち、保育所等整備補助事業費について、事業内容、実績、課題、今後の方針をお尋ねします。

○保育課長

保育所等整備補助事業の内容といたしましては、私立の保育施設の老朽化に伴う建物の建て替え及び改修、幼稚園から認定こども園への移行のための建て替えなど、安全で快適な保育環境を整備するための補助金でございます。

また、令和７年度より、乳児等通園支援事業の改修を希望する施設の中で、児童の受皿を確保するための施設整備を行う施設に対しても補助を行うものでございます。

実績といたしましては、令和６年度に受入れ児童数拡大のための改修を１件、幼稚園から認定こども園への移行に伴う建て替えを１件、それが行われております。

課題といたしましては、令和７年度以降も老朽化による建て替え、乳児等通園支援事業対応のための整備などが複数予定されておりますので、事業実施予定年度の調整などが課題となっております。

今後の方針といたしましては、国からの補助金が必要な原資となっておりますので、国に補助事業の継続を要望しながら、本市としても事業を継続していきたいと考えております。

○石川委員

次に、乳児等通園支援事業について、事業内容、課題、今後の方針をお尋ねします。

○保育課長

乳児等通園支援事業の内容といたしましては、こどもにとって家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会を創出するため、また孤立感や不安感を抱える保護者の負担感の軽減を図るため、就労要件を問わず、時間単位で保育施設に通っていない満３歳未満児が通園できる国の新たな事業となります。当該補助金は、この事業を実施する保育施設等に対し、運営に係る費用を補助するものでございます。

課題、今後の方針でございますが、現在、令和７年度からの事業開始に向けて準備しているところで、詳細な実施方法につきましては、国からの通知を待っているところでございます。具体的な手続等が分かり次第、市民の方及び事業対象法人にお知らせし、速やかに事業を開始する予定といたしております。

○石川委員

次に、多子世帯保育料支援事業について、事業内容、課題、今後の方針をお尋ねします。

○保育課長

多子世帯保育料支援事業の内容といたしましては、生計を同一にしているこどものうち、最年長者を第１子、その下の子を第２子とし、第２子以降の３歳未満児の保育料等を完全に無償化するものでございます。

課題、今後の方針でございますが、令和６年度に開始した事業であり、４月以降、令和６年度の効果検証を行う予定といたしております。また、代表質問で要望のありました対象者等の事業の見直し等につきましては、効果検証後に調査研究を行っていければというふうに考えております。

○石川委員

こどもたちの受入れを拡大できるように、既存の施設改修を進められていることは分かりま

した。保護者の状況でこどもの権利を侵害しないように、事業の進捗管理や見直しを進めていただきたいことを重ねて要望して質問を終わります。以上です。

○委員長

続きまして、128ページ、児童措置費、私立保育所等保育措置事業費について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

予算書128ページ、私立保育所等保育措置事業の障がい児等保育事業費補助金についてお尋ねいたします。この障がい児等保育補助事業の申請の流れについてお尋ねします。

○保育課長

障がい児等保育補助事業の申請の流れにつきましては、まず、事業実施施設が、障がい児保育等実施申請を行い、市が実施決定を行います。その後、当該事業に係る加配保育士分の補助金申請を受け、交付決定を行い、事業完了後、事業実施施設から実績報告書が提出され次第、市は審査し、補助金の支払いを実施いたします。

○金子委員

昨年度の実績が2268万円で、今年度は2484万円となっています。今年度実施した施設の数と保育士の人数をお尋ねします。

○保育課長

今年度実施した施設の数と保育士の人数につきましては、令和7年2月28日現在、13施設で13人の加配保育士でございます。

○金子委員

では、令和7年度に予算計上している施設の数と保育士の人数をお尋ねします。

○保育課長

令和7年度に予算計上している施設の数23施設で、保育士の数は23人の加配保育士で計上をいたしております。

○金子委員

では、令和7年度に予算計上している予算額2484万円の積算根拠についてお尋ねします。

○保育課長

令和7年度の当初予算に計上している予算額の内訳につきましては、加配保育士の補助に対する月額が9万円、年額で108万円。23施設を対象としておりますので、108万円掛ける23施設で2484万円となっております。

○金子委員

では、その財源について教えてください。

○保育課長

財源につきましては、国及び県の補助金の子ども・子育て支援交付金、多様な事業者の参入促進・能力活用事業分でございます。補助基準額が1188万円。国・県・市の負担割合が3分の1ずつとなっておりますので、国が396万円、県が396万円の補助となっております。

○金子委員

では、この事業の効果についてお尋ねします。

○保育課長

この事業の効果につきましては、保育士の加配に対して補助することで、保育士の負担軽減及びスキルアップの時間につながり、離職防止かつ保育の質が向上し、施設を利用する児童に平等な保育が実施できるようになることとございます。また、保育士を加配することにより、障がい児等を保育所等に受け入れることができ、保育等の集団生活を送ることで社会性を育み、心身の発達を支援していくことで、児童福祉の向上につながっていくものと考えております。

○金子委員

保育士の離職防止かつインクルーシブの実現だと思います。ぜひ進めていただきますようよろしく願いいたします。

○委員長

次に、同じく 128 ページ、児童措置費、私立保育所等保育措置事業費について秀村委員の質疑を許します。

○秀村委員

この分は新規事業ということで、内容等々は先ほど同僚委員のほうからあったかと思いますが、1 点だけお願いいたします。この事業を実施するに当たり、保育施設の負担増加、これはどうでしょうか。

○保育課長

現在、国が専用システムを構築しておりまして、このシステムを使用し、事業を実施することで、保育施設の負担が増えないように保護者や市役所とやり取りを行うこととなっております。専用システムに情報が集約されるため、度々、情報を入力する必要がなく、受付から市役所への補助金請求までスムーズに行われる予定でございます。

○秀村委員

システムを導入して進めていくということですが、何があるかは分かりません。このところは、一応検証しながら、この事業を進めていっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長

次に、同じく 128 ページ、児童措置費、私立保育所等保育措置事業費について、田中武春委員に質疑を許します。

○田中武春委員

私のほうからも、私立保育所と保育施設事業について、概要については、るるお話があったのでちょっと割愛させていただきますが、この事業はよく見てみると、幼稚園及び認定こども園の施設に要する費用の一部を補助するものというふうになっていますけども、この一部とはどの程度なのか、また補助金の補助率でお示してください。

○保育課長

施設の基本的な補助金の補助率につきましては、国が 2 分の 1、市が 4 分の 1、事業者が 4 分の 1 となっております。ただし、保育提供体制の確保のための実施計画の採択を受けた場合は、国が 3 分の 2、市が 12 分の 1、事業者が 4 分の 1 となっております。保育提供体制の確保のための実施計画の採択とは、入所希望児童数に対して受入れ施設の定員数が少ない状況の中で、保育施設の整備を進めていくことであり、令和 7 年度分について、現在、国と協議中でございます。

○田中武春委員

現在、国と協議中ということですが、この補助金額の上限等についてはあるのでしょうか、お示してください。

○保育課長

補助金額の上限につきましては、施設整備等の各メニュー及び定員に対して補助金額の上限が設定されております。例えば、定員 100 人の保育施設を新設する場合、国の補助金が 1 億 2170 万円、市の補助金が 6085 万円、合わせて 1 億 8255 万円となっております。

○委員長

次に、同じく 128 ページ、児童措置費、私立保育所等保育措置事業費について、田中武春委員に質疑を許します。

○田中武春委員

128ページ、私立保育所等保育措置事業費ですが、これはたしか新しい事業だと思いますが、すみません、簡単に概要を教えてください。

○保育課長

先ほど石川委員のところでご説明いたしました、繰り返し答弁させていただきます。

○田中武春委員

すみません、僕が勘違いしていました。すみません。いいです。

そしたら、令和7年度の事業実施予定施設数を教えてください。

○保育課長

令和6年度に認可保育施設に意向調査を行ったところ、7施設から実施予定との回答を頂いております。

○田中武春委員

その7施設で資料を見たら、何か20人と書いてあって、20人を想定しているようですが、事業開始までのスケジュール等について教えてください。

○保育課長

現在、国からの詳細な通知とかが来ていないため、事業開始時期を検討しているところですが、国からの詳細な通知が来ましたら、令和7年度の秋までに改修できればというふうに考えております。事業を開始するために、保護者は事業利用の申請及び専用システムへの情報登録、事業者は、事業開始の申請及び専用システムを利用できる日の登録等が必要であり、その後、保護者と事業者が面談を行い、実際の利用が開始されることとなっております。

○田中武春委員

事業内容と開始時期の周知徹底はどうなっているのでしょうか、教えてください。

○保育課長

周知に関しては、詳細な内容が決まり次第、市報、ホームページ、SNS、各子育て関連施設へのチラシ配布などで周知を行う予定といたしております。

○委員長

次に、130ページ、児童措置費、その他の児童措置費について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

130ページの児童措置費の病児保育事業委託料1569万8千円について、お尋ねいたします。この病児保育事業の対象者と利用料金の財源についてお尋ねします。

○保育課長

病児保育ということで、対象者になる方につきましては、病気の回復期にある児童、または病気の回復には至らないが入院治療を必要としない、当面の症状の急変が認められない児童となっております。財源につきましては、利用料金は福岡県のほうが病児保育の無償化をしておりますので、そちらが財源となっております。

○金子委員

これ、県の事業だということですが、病児保育の利用状況についてお尋ねいたします。

○保育課長

病児保育の利用状況につきましては、令和3年度から令和5年度の過去3年間と令和6年度2月末までの実績についてお答えいたします。令和3年度は125件、令和4年度は39件、令和5年度は111件、令和6年度は144件でございます。令和4年度の件数が極端に少ないのは、コロナの影響によるものでございます。

○金子委員

病児保育を申し込んだ後に、こどものことで、キャンセルすることがあるかと思いますが、その後の影響についてお尋ねいたします。

○保育課長

キャンセルの影響につきましては、保護者について、キャンセルすることでキャンセル料は頂いておりませんが、キャンセルとなった場合は速やかに連絡していただくようお願いのほうをしております。

○委員長

次に、134ページ、青少年対策費、児童センター・児童クラブ運営事業費について、石川委員の質疑を許します。

○石川委員

134ページ、児童福祉費、児童センター・児童クラブ運営事業費についてお尋ねします。内訳についてお尋ねします。

○学校教育課長

児童センター・児童クラブ運営事業費の内訳の主なものといたしましては、児童センター等運営委員会委員報酬、児童センターで実施する体験活動の指導者謝礼金及び費用弁償、児童クラブ及び児童センターの委託料、各施設で使用する一般消耗品費、冬季の灯油及び電気代等の需用費、保護者通知用の郵便料及び電話料金等の役務費、利用料納入に係る手数料、児童クラブ業務支援システム利用料等となっております。

○石川委員

こちらの事業費は、昨年度より増額となっておりますが、その理由についてお尋ねします。

○学校教育課長

増額の主な理由といたしましては、児童クラブ及び児童センター委託料の人件費に人事院勧告に基づく給与のベースアップを反映したこと、近年の猛暑による電気使用量の増加と、単価の値上げを光熱水費に反映したこと、郵便料金改定を反映したこと、来年度から新たに導入します児童クラブ業務支援システム利用料を計上したこととなっております。

○石川委員

運営に当たって、どのようなことを課題として認識されているのかお尋ねします。

○学校教育課長

コロナ禍の後、児童クラブにおきましては、利用児童数が増加傾向にあります。待機児童を出さずに安全安心な居場所とするためには、実施場所と支援員の確保が不可欠だと考えております。また現在、児童クラブと保護者間の連絡は、紙のプリントと固定電話で行っておりますが、利用児童数の増加に比例し、支援員の負担も増えている傾向にあります。このため、各児童クラブから保護者への情報共有を、ICT機器を活用したプッシュ型や、または双方向型へと転換すべきだと考えております。ICTの活用につきましては、現在は児童クラブ、学校教育課及び各支所窓口での対応のみとなっている利用申請を保護者負担の軽減のため、インターネットによる申請ができないかの検討を進めているところでございます。

○石川委員

それらの課題についてどのように対応していくおつもりなのか、お尋ねいたします。

○学校教育課長

運営場所の確保につきましては、これまでと同様に、小学校と密接に連携・協力をし、余裕教室等を活用してまいります。また、支援員の確保につきましては、委託先事業者と協力の上、求人広告サイトへの記事掲載、市内各所へのポスター、チラシの設置、市内大学へのポスター掲示等により支援員の確保に努めてまいります。あわせて、支援員のスキルアップを図るため、今後は研修の目的をより明確化した実践的な研修となるようにすることとしております。

次に、保護者との情報共有につきましては、来年度予算に児童クラブ業務支援システム利用料として計上しておりますが、保護者連絡ツールを導入し、大雨、大雪、台風の荒天時や緊急時等に情報システム登録保護者向けに即時に一斉配信できるようにするとともに、現在電話で

対応しております家庭からの欠席連絡も、システムを介して可能となるようにいたします。利用申請のＩＣＴ化につきましては、先進地の事例の情報収集を既に進めておりまして、既存のシステムリソース活用での対応が可能か検討を進めている状況でございます。

○委員長

次に、１３５ページ、青少年対策費、児童センター・児童クラブ運営事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

追加資料６５ページの説明をお願いします。

○学校教育課長

児童クラブ及び児童センター委託料の内訳に関する資料についてご説明をいたします。資料上段の児童クラブ運営等委託料につきましては、支援員や事務局の人件費のほか、児童クラブで使用する消耗品費や通信費等で積算しております。委託料に係る令和７年度予算は４億１４８８万６千円となっており、前年度と比較しまして、６３２９万３千円の増額で計上しております。

次に、下段の児童センター運営委託料につきましては、児童厚生員の人件費及び３世代ふれあい交流会での食糧費で積算しておりまして、令和７年度の予算は６０８４万９千円となっており、前年度と比較しまして８０７万７千円の増額で計上しております。

以上、簡単でございますが資料の説明を終わります。

○川上委員

児童センターのほうの内訳はこれ以上分かりますか。

○学校教育課長

現在、分かりますところはお手元にある追加資料の内訳分となっております。

○川上委員

児童クラブのほうの委託先はどこですか。

○学校教育課長

ＮＰＯ法人飯塚市青少年健全育成会連絡協議会を予定しております。

○川上委員

予算の増額要因は何でしょうか。

○学校教育課長

児童クラブ委託料及び児童センター委託料ともに多くを占めます支援員等の人件費におきまして、人事院勧告によるベースアップを反映し、また引き続き、処遇改善手当等を計上することから増額となっております。

○川上委員

支援員増とそれから人事院勧告の影響と２つあるということですか。

○学校教育課長

支援員の増というわけではなく、支援員の単価ですね。人事院勧告によるベースアップによる単価の増額というところが要因となっております。

○川上委員

３億５千万円余から４億１５００万円弱に伸びるわけでしょう。これが全て、今、おっしゃったのが要因ですか。

○学校教育課長

委員のおっしゃられるとおりでございます。

○川上委員

それ以外のものはないということで、確認していいですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 １０：２９

再 開 １０：３０

委員会を再開いたします。

○学校教育課長

失礼しました。先ほど述べましたいわゆる人事院勧告に基づく報酬費のほかにも、いわゆる需用費、諸経費等の増額も含まれております。失礼いたしました。

○川上委員

このＮＰＯが事故を起こして補償しなければならないというものを新年度で補填しようというようなものは入っていないのですか。

○学校教育課長

入っておりません。

○川上委員

それでは、追加資料の６４ページ、説明をお願いします。

○学校教育課長

資料の６４ページをお願いいたします。この資料は、過去５年間の各児童クラブの利用児童数及び配置した支援員の一覧となっております。支援員につきましては、主任と、それ以外を分けて記載をしております。以上でございます。

○川上委員

利用児童数の指標を出していただいています。新年度で２３１３人ということで、この数年の間に増え続けているわけですが、この中で、特に増加が著しいところはどこでしょうか。

○学校教育課長

この中で、特にと申しますと、立岩児童クラブとなっております。

○川上委員

穂波東、飯塚鎮西についてはどうでしょうか。評価としては。

○学校教育課長

穂波東、飯塚鎮西につきましても増加傾向となっております。

○川上委員

庄内はどうですか。

○学校教育課長

庄内につきましては、年度によって増加・下降とあるんですけれども、押しなべて見ると増加傾向にあると言えます。

○川上委員

庄内で利用児童数が減少したことがありますか。

○学校教育課長

過去５年につきましてはございません。

○川上委員

いつ減少したんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 １０：３３

再 開 １０：３３

委員会を再開いたします。

○学校教育課長

すみません。答弁を修正させていただきます。庄内児童クラブにつきましては、増減の波が

あるというような形でお話ししましたが、増加傾向にあるというところで答弁を修正させていただきます。失礼いたしました。

○川上委員

それで、こうした、今、幾つかの児童クラブの利用児童数が著しく増えているということについて指摘をしたわけですが、これらについて、特別の手だてを取ろうというようなことは、予算上考えたことがあるのですか。

○学校教育課長

現在、各児童クラブ、各教室に対して規定に基づいて2名の支援員を配置するようにしております。ただ、人数が増加しておりまして、特に対応が必要なところにつきましては、特に夏休み期間と長期休業中の増員がありますので、学校のほうで特に配慮が必要な子について対応する特別支援教育支援員がおりますので、特に夏休みにつきましては、特別支援教育支援員さんに依頼をして、児童クラブのほうでの勤務というところで対応させていただいております。

○川上委員

分かりました。児童センター運営委託はどこにしますか。

○学校教育課長

同じく、NPO法人飯塚市青少年健全育成会連絡協議会と予定しております。

○川上委員

令和7年度、今、答弁されているということは、随意契約の意思を決めているということですか。

○学校教育課長

現在のところ、そういった形で予定をしております。

○川上委員

随意契約、いつ締結する予定ですか。

○学校教育課長

令和7年4月1日を予定しております。

○川上委員

青少年健全育成会は年次レポートを出すようになっていきますか。

○学校教育課長

委託先のほうからは毎月ごとに報告書を提出していただくようになっております。

○川上委員

質問には答えてもらっていません。

○学校教育課長

年間まとめという形では報告を頂いておりません。

○川上委員

それは随契理由との関係で言うとは適切ですか。

○学校教育課長

年度末にはですね、事業の完了報告書という形では上げていただいております。

○川上委員

私が言っている年次レポートと管理報告書と、違いがあるのでしょうか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:38

再 開 10:39

委員会を再開いたします。

○学校教育課長

毎月提出していただいている報告書や完了報告書につきましては、基本的に利用している児童数とか、支援員の数とか、そういった数値的なものとなりますので、委員がおっしゃられているような、いわゆる課題を整理してまとめるといったような報告という形では頂いておりません。ただ、随時、運営の内容については協議をして改善を図っておりますけれども、きちんと、今、委員がおっしゃられたように、特に年度末につきましては、随意契約を結んでおりますので、それに基づく報告書という形で提出していただくべきだと考えております。

○川上委員

今、答弁の過程で言われたんだけど、委託先に市として日常的にかなり運営について助言とか報告を求めるし、助言もしているということですかね。

○学校教育課長

運営につきまして、委託先が主体的にそこは行うものですので、指示や命令等はいたしませんけれども、委託先のほうの報告に基づいて、助言や連携が必要な分につきましては、そういった形で連携、助言させていただいております。

○川上委員

それは委託というのかよく分かりませんね。それで、随意契約を4月1日に結ぶということなんですけど、それに先立って、事前に協議も終わっていますか。

○学校教育課長

現在、協議をしているところでございます。

○川上委員

両方合わせると4億7500万円余のね、過去最高の委託料を渡す相手ですよ。どういう協議をしていますか。

○学校教育課長

次年度の運営方針や児童・こどもたちの安全確保面とか、そういったところでの協議をしています。

○川上委員

それはいつ終わるんですか。

○学校教育課長

何月何日という形では決めておりませんが、3月中には協議が終わる予定で考えております。

○川上委員

飯塚市がこの団体に随意契約をする、随意契約理由をお尋ねします。

○学校教育課長

現在、業務委託をしておりますNPO法人につきましては、市が合併する以前の段階から、旧飯塚市の段階から長年にわたりまして、地域と連携して、健康で情操豊かな青少年育成をするための実践活動、交通安全街頭指導や、少年の主張大会等を行うなど、こどもたちを対象として、様々な活動を通して長年にわたり蓄積された育成支援の実績や知見を有する者として、業務の性質上、他に代わる団体がないというところから、随意契約という形でしております。

○川上委員

その判断は何によって証明されているのですか。

○学校教育課長

青少年健全育成会連絡協議会のほうに委託をしていった過程につきまして、いわゆるそのくだりになるかと思うんですけれども、合併をした際に各旧市町のほうで、それぞれ運営されていた児童クラブについて、市全体で平準化を図るために、その委託先を一つに統一化する必要があるだろうというところで、協議を進めていったところ、旧飯塚市の児童クラブのほうの運営をしていただいていた青少年健全育成会連絡協議会のほうが一番適切であると思っていただ

けるだろうというところで協議があり、そこで、飯塚市全体の児童クラブの運営について、持っていただくような形になったとお聞きしております。

○川上委員

合併から、もう20年くらいたとうとしているわけですよね。それで、例えば立岩の場合、利用児童数302人でしょう。庄内が229人。減ったことないですよ。それで、全体としても2313人でしょう。だから、児童クラブ、学童保育の20年前の状態と、今日のボリューム感というのは、義務教育の中で、全然、変化してきているではないですか。そういう変化を捉えずに、昔からそれでお願いしていますから、今度もお願いしますというような水準の随意契約理由というのが成り立つのかと思うんですけど。根底には、あなた方は信頼関係があるということなんですかね。

○学校教育課長

これまで青少年健全育成会連絡協議会のほうが各地域で行われていた教育活動については、信頼感がありますけれども、この放課後児童クラブの運営について、それのみでというところでは考えておりません。委員のおっしゃられるとおり、合併後ですね、いろいろ児童の増加等の変化がありますし、また合併当時は、19の施設を全部持っていただくような事業所がなかなか見当たらなかったというところもありまして、そこで青少年健全育成会連絡協議会のほうにお願いしたという経緯があると聞いておりますが、ただ現在、この放課後児童クラブについて、運営委託を受けているといった専門的な事業所も増えているというところもお聞きしておりますので、今回は随意契約の内容についても、児童数の変遷等、またサービスの向上等を考えて検討していく必要があるかとは考えております。

○川上委員

青少年健全育成会は所管が本市の福祉部から教育委員会に変わる頃、森本元教育長らの書いた本によればですね、青少年健全育成会の事務局に意図のある人を配置しましたというふうに書いたりしていますよね。その頃から本来必要な信頼関係が、緊張感のないなれ合いとか、癒着とかになって今日に至っているのではないかという心配をしているわけです。市教育委員会と。

それで、本当に随意契約をすることができるのかということについては今から聞いていきますよ。二瀬地区協議会は復帰しましたか。

○学校教育課長

まだ復帰していないと聞いております。

○川上委員

復帰しない理由は何ですか。

○学校教育課長

現在まで、復帰していない理由につきまして詳細はお聞きしておりません。

○川上委員

では逆に離脱した理由をお尋ねします。

○学校教育課長

詳細については把握しておりませんが、NPOのほうで行った総会の中で監査報告等についての異議があるというところがもとになって、離脱というところになったとは聞いておりますけれども、詳細については、まだ把握はしておりません。

○川上委員

二瀬地区協議会は、その点が改善・、是正されれば復帰するというふうに言って離脱しているでしょう。それから言えばね、今、復帰していないというのは、まだ改善が見られないということであればですね、随意契約の理由にもとるところがあるのではないかと思うんですね。

それからね、この団体は、規約を持っているんですか。

○学校教育課長

はい、ございます。

○川上委員

随意契約の委託相手として、その規約を発注者として教育委員会は見たことがありますか。

○学校教育課長

定款については目を通したことがあります。

○川上委員

その総会のときに教育委員会は発注者なんだけど、行ったことがありますか。

○学校教育課長

ございません。

○川上委員

理事会には行ったことがあるでしょう。

○学校教育課長

理事会に参加はございません。失礼いたしました。理事会には要請に応じて、毎回というわけではありませんけれども、協議が必要な場合に参加しております。

○川上委員

この総会の議決ないし、理事会の議決は規約に基づいて行われているのか、確認しておりますか。

○学校教育課長

規約に基づいて決められたものと認識しております。

○川上委員

何を根拠にその認識は成り立っているのですか。

○学校教育課長

青少年健全育成会連絡協議会の事務局からの報告で、そのようにお聞きしております。

○川上委員

4億7500万円余の過去最高の委託料を、入札とかせず、この団体に渡そうとしているわけですよ。先ほどから言っているように、財政的な問題が理由で有力な地区協議会が離脱し、1年たっても復帰しようとしていないという状況があるわけですよ。そして、規約に基づいた運営がされているのかどうかを聞いても、向こうが出してきたものを見て、それに違いないと思っていますというようなことでね、本当に随意契約、4億7500万円余のことができるのかと思うわけですよ。

それで、この予算が、このままスーッといくようなことでよいのかという心配をするんですけど。こうしたことは、皆さん方のところで、一旦立ち止まって、今の段階では直営でいこうというようなことは検討したことないのですか。

○学校教育課長

直営につきましては検討してございません。

○川上委員

まさかと思いますが、別の民間団体に随意契約ないし、青少健と競争してもらおうというようなことは考えていないのですか。

○学校教育課長

現時点では考えておりません。

○川上委員

いつ考えるんですか。

○学校教育課長

先ほど答弁させていただきましたとおり、随意契約の方法については、委員のご指摘のとおり

り、過去20年前とは随分状況が変わっているところなので、当時の状況に基づいて、随意契約を結んでいるところとそのままずっとそういった契約の在り方でいいのかというところのご指摘がありましたので、そこはおっしゃるとおり検討していくべきだと思っております。ただ、まだその段階のところでございまして、他の団体との契約といったところまでは、今は考えておりません。

○川上委員

ご指摘のようにと言われて、私が別の民間団体でいくべきだと言っているように聞こえるようなことではなかったかと思うんだけど、私が検討すべきだと考えているのは直営ですよ。福祉部から教育委員会に渡った段階で、それ以降、教育委員会と青少年健全育成会の執行部というか指導部と、なれ合いが生じて運営において様々なことが起こっているのではないかと思うのです。こういったところを、4億7500万円もの過去最高の委託料を「はい」と言って渡そうとしている姿が何をもたらすのかってことになるのだけど、あなた方は先ほど協議していると言ったでしょう。そしたらね、去年はこどもに対する暴力がありましたね。ちょっと確認してください。

○委員長

川上委員に申し上げます。質疑が予算審査以外に及んでいますので、ほかの質問に変えてください。（発言する者あり）川上委員、何かほかの予算の範囲内で質疑をお願いいたします。

○川上委員

私が教育委員会から情報公開で入手した資料で、暴力行為があっていることを明らかにしているではないですか。それに対してね、青少年健全育成会及び教育委員会はどのような対応をしたのか。これね、先ほど言ったようななれ合いとか、まあまあ主義的なことで、終わらせたりしないでしょうね。

○委員長

川上委員に申し上げます。予算審査の範囲内でお願いします。

○川上委員

ですからね、こういうなれ合いの中で、4億7500万円余の随意契約を新年度からやろうとしているわけですよ。緊張感を持たないでどうするんですか。そういう質問なんです。答弁してください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:57

再 開 11:07

委員会を再開いたします。

○学校教育課長

個別の事案の詳細については答弁を控えさせていただきますけれども、児童クラブで起こりましたトラブル等の事案につきましては随時報告が上がっておりまして、その報告に基づいて、学校教育課のほうとも児童クラブ、青少健と協議して対応しているところでございます。

○川上委員

それは、こどもに対する暴力があったことを認めたわけですか。

○学校教育課長

個別の事案の詳細につきましては控えさせていただきますけれども、事案につきましては随時上がってきておりますので、青少健のほうと検討して対応しているところでございます。

（発言する者あり）

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:08

再 開 11:15

委員会を再開いたします。

○学校教育課長

委員がおっしゃられる事案については報告が上がっております。ただ、詳細についてはお答えすることができません。

○委員長

次に、135ページ、青少年対策費、子育て支援事業費について、石川委員の質疑を許します。

○石川委員

135ページ、ファミリーサポートセンター事業委託料について質問いたします。令和6年度当初予算と比べて、国庫支出金、県支出金が減額となっておりますが、その理由は何でしょうか、お尋ねいたします。

○こども家庭課長

こちらにつきましては、各年度の補助基準額に差があったものでございます。令和6年度は初年度体制整備加算として400万円の基準額のかさ上げがありました。一方、令和7年度は近隣市町村会員受入加算として100万円の基準額のかさ上げがそれぞれありましたことから、その差300万円となります。補助率が3分の1ですので、ちょっと端数処理はありますけども、約100万円程度が補助金の差として出ますので、それが減額となったものでございます。

○石川委員

初年度体制整備加算は導入初年度ということから、補助基準額の加算があったのは分かりました。近隣市町村会員受入加算とはどういったことでしょうか。

○こども家庭課長

委員のご質問のとおり、初年度体制整備加算は病児・緊急対応型の導入初年度であった令和6年度のみ補助基準額の加算でございます。これに對しまして、近隣市町村会員受入加算は、今まで会員を本市居住の者と限定していたものを、飯塚市に勤務している方も近隣市町村会員として対象を広げたものでございまして、実際に近隣市町村会員が登録されましたことから、国庫補助加算を計上したものでございます。

○石川委員

では事業費の内訳をお尋ねします。

○こども家庭課長

ファミリーサポートセンターは基本事業型と病児・緊急対応型がありますが、基本事業型では、ファミリーサポートセンター事業委託料として825万5千円、消耗品を3千円の計825万8千円を計上しております。また、病児・緊急対応型では委託料949万5千円となっております。総計1775万3千円を計上しているものでございます。

○石川委員

実績をお尋ねします。

○こども家庭課長

さきの代表質問でご答弁を申し上げておりましたが、基本事業型の活動実績につきましては、令和5年度が352件、令和4年度の286件と比べまして66件の増となっております。なお、令和6年度につきましては、令和7年1月末現在で344件となっております。

次に、病児・緊急対応型につきましては、令和6年12月に開始したものでございまして、令和7年1月末現在で、利用者はまだあっておりませんが、なお、2月末で報告がありましたところによりますと、2件の実績があったというふうに回答を頂いております。

○石川委員

利用件数は延べ人数だと思いますが、実利用者は分かりますか。

○こども家庭課長

令和6年度の利用者の月別実員数を調べましたところ、7件から多い月で13件となっております。

○石川委員

委託料の費目はどちらの事業も同じでしょうか、費目をお尋ねします。

○こども家庭課長

基本事業型では、人件費、通信運搬費、消耗品費、会員活動保険料、講師謝金、事務管理費となっております。

病児・緊急対応型では、人件費、施設賃借料、車両リース料、通信費、保険料、講師謝金、消耗品費、管理費となっております。

○石川委員

この事業の課題は何でしょうか。

○こども家庭課長

基本事業型では、こどもの発熱時や、保護者が仕事等による急な預かりや送迎が必要になった場合の要望には応えられなかったことが課題でございましたが、これにつきましては病児・緊急対応型を開始したことにより解決していくものと考えております。

しかしながら、現在、会員、特に「まかせて会員」が少ないといったことも課題であるというふうに考えております。

基本事業型では、令和5年度末時点でまかせて会員数は132人となっており、「おねがい会員」が希望する送迎や預かりに対応・ご協力いただいておりますが、病児・緊急対応型では、令和7年1月末現在で、まかせて会員は6人となっております。今後、会員の確保を図っていく必要があるものと考えております。

○石川委員

まかせて会員が少ないことで、おねがい会員の要望をお断りしているケースなどがあるか、把握はされていますか。また、どのように対応されているのか、お尋ねします。

○こども家庭課長

把握まではいたしておりませんが、対応につきましては、事務局自体の職員が同時にまかせて会員になっておりますので、その場合は、事務局であるまかせて会員が出向くといったことも対応させていただいております。

○石川委員

今後の方針をお尋ねします。

○こども家庭課長

基本事業型では対応できなかった緊急時の送迎や一時預かりができるようになったことは、お子様を持つ共働きなどの保護者にとっては利便性があるものと考えております。しかしながら、病児・緊急対応型は始まったばかりでございまして、周知が行き届いていない部分があるものと思っております。積極的に周知を行いまして、利用増につなげてまいりたいし、同時にまかせて会員増も図ってまいりたいというふうに考えております。

○委員長

次に、同じく135ページ、青少年対策費、子育て支援事業費について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

取り下げます。

○委員長

続きまして、同じく135ページ、青少年対策費、子育て支援事業費について、金子委員の

質疑を許します。

○金子委員

135ページの子育て短期支援事業費についてお尋ねいたします。こちらの委託先についてお尋ねいたします。

○こども家庭課長

委託先につきましては、0歳から就学前の乳幼児を対象としております鞍手乳児院と、2歳から18歳までの児童を対象としております嘉麻学園の2施設に業務委託をしております。

○金子委員

令和6年度は83万6千円が上がっていきまして、令和7年度は207万4千円で計上されています。その増額の理由についてお尋ねします。

○こども家庭課長

増額の理由といたしましては、最近の傾向といたしまして、ショートステイの利用が大幅に増加しております。この申請理由としましては、頼れる人がなく仕事に預けるところがない、体調不良により心身を休める時間が必要、1人の時間がなくてきつい、育児に疲れている、入院、出産、出張などの理由により、ショートステイの利用が増加していることによるものだと考えております。

○金子委員

では、このショートステイの利用者が増加した理由についてお尋ねします。

○こども家庭課長

ショートステイが増加している理由といたしまして、先ほどの申請理由もございましたけども、保護者が育児疲れなどで、レスパイト、休息・息抜き目的によりましてお子様を預けたいときに、例えば、児童相談所に相談があった場合には、児童相談所は一時保護という形を取るのではなく、まずはこの本市のショートステイ事業の利用を提案される傾向がございます。

また、本市のこども家庭相談員におきましても、保護者から育児疲れや養育困難などの相談を受けた場合には、保護者のレスパイト目的に当該事業の利用を促進していることも増加要因の一つと考えております。

○金子委員

では、令和6年度の実績についてお尋ねします。

○こども家庭課長

令和6年度1月末までの利用実績につきまして、ショートステイの利用世帯数が22世帯、延べ利用児童数は59人、延べ利用日数は195日、トワイライトステイにつきましては、利用世帯が1世帯、延べ利用児童数は2人、延べ利用日数は2日、委託料合計として182万500円となっております。

○金子委員

どのように広報しているのかお尋ねします。

○こども家庭課長

ホームページはもちろん、子育てガイドブック、また、窓口相談があったとき等につきましてチラシ等の配布をさせていただいております。

○金子委員

大切な事業だと考えますので、しっかり進めていただくよう要望します。以上です。

○委員長

次に、139ページ、扶助費、生活保護扶助事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

追加資料67ページの説明をお願いします。

○生活支援課長

「扶助状況推移（過去１５年間）」についてご説明いたします。生活保護の各扶助費と施設事務費等につきまして、平成２２年度から令和５年度までの決算額と令和６年度は予算額で表示しております。

本市の被保護者数は、平成２４年１２月をピークに徐々に減少してきております。

扶助費の推移でございますが、保護率のピークである平成２４年度決算額が約１０３億３千万円と過去最高額でございましたが、保護受給者数の減少に伴い、段階的に減額となり、令和３年度決算では約８２億３千万円と約２１億円減少している状況でございます。

近年では、令和２年度より、新型コロナウイルスの影響が拡大してきましたことから、医療機関への受診控えなど、一時的に医療扶助費が減少しておりますが、令和４年度以降は新型コロナウイルスの影響も回復してきましたので、医療扶助費が増加に転じ、令和６年度の全体の扶助費の予算額は約９０億８５００万円となっております。

○川上委員

その数字の基礎となる生活保護基準の変更の経過を伺います。まず、２０１３年からの改定の説明をお願いします。

○生活支援課長

平成１９年から、全国消費実態調査などを用いて５年ごとに基準の検証が行われております。平成２５年から３年間にわたりまして、生活保護基準が引き下げられております。平成２４年８月に成立しました社会保障制度改革推進法の附則第２条におきまして、生活保護制度の見直しが行われ、厚生労働省社会保障審議会の生活保護基準部会で、一般の低所得者世帯の消費支出と生活扶助費を比較した結果、高齢者世帯では、低所得世帯の生活水準を下回ったものの、子どもがいる多人数世帯ほど生活保護世帯が上回る傾向があるという報告がなされております。

この結果等を踏まえ、国は、この逆転現象を検討し、あわせて支給基準の適正化には平成２０年度以降の物価下落分を反映させる必要があるとして、基準改定が実施されたものでございます。

○川上委員

２０１３年から３か年にわたる改定について、飯塚市長は厚生労働大臣とともに訴えられて、せんだって福岡高裁で敗訴しております。現在、上告中ということのようですけれども、福岡高裁の判決はどのような内容ですか。

○生活支援課長

さきの福祉文教委員会でご説明しておりますが、福岡高等裁判所はどのような判断を下したのかということで、福岡高等裁判所の判決内容といたしましては、ゆがみ調整は不合理ではないとしましたが、デフレ調整で一般世帯の消費行動を基に物価下落率が算定された点を問題視されておりました。

生活保護世帯は、生活に不可欠な食費や光熱費への消費割合が高いのに対し、一般世帯は生活に必ずしも必要ではない教養娯楽費などにも多く支出しており、消費行動が明確に異なるとして指摘し、医療保護者の需要を基として、保護を行う生活保護法の趣旨、目的に反する過誤や欠落があり、不合理で違憲であるとして、引下げを取り消すとの判断をされております。

○川上委員

６７ページの資料によると、今後の生活保護利用の動向が見えてくると思うんですけれども、憲法第２５条が定める国民の権利として、生活保護の制度の周知及び活用の呼びかけをホームページでも本市がやっているわけけれども、今後、さらに広く周知・活用の呼びかけを行うために、ポスターを作成して必要なところに貼り出すというようなことは考えていませんか。

○生活支援課長

令和５年６月にホームページの更新をいたしましてアクセス数も少し増えましたことから、

ホームページの変更方針が有効なものであったと考えております。しかし、質問委員が言われますように、生活保護制度についてポスターを掲示し、広く市民の方々へ周知することは、生活保護を必要とする方により相談しやすい環境づくりを提供することができると考えられますので、今後、他自治体の状況などを参考にし、調査研究してまいりたいと考えております。

○川上委員

周知・活用の呼びかけを重視している一方で、生活保護利用世帯の差別を防止する取組について大事なことが幾つかあると思うんですけれども、2月6日の福祉文教委員会でNPO団体がフードバンク事業において生活保護世帯を対象外としていることを指摘しましたが、その後、どういう対応をしましたか。

○委員長

予算外に及んでおると思いますので、予算の範囲内で質問をよろしくお願いします。（発言する者あり）

暫時休憩いたします。

休 憩 11:36

再 開 11:37

委員会を再開いたします。

○川上委員

「ふれあいフードバンク飯塚」が差別的なチラシをまいていますね。このことについて飯塚市はどのような対応したか、お尋ねします。

○委員長

川上委員に申し上げます。質疑が予算審査外に及んでおりますので、予算の範囲内でよろしくお願いします。

○川上委員

この団体は、部落解放同盟の飯塚市協議会の委員長、書記長らによって構成されているわけですよ、役員構成が。この団体が――。

○委員長

川上委員に申し上げます。ただいまの発言は議題外に及びます。（発言する者あり）

暫時休憩いたします。

休 憩 11:38

再 開 11:41

委員会を再開いたします。川上委員に申し上げます。質疑の途中で止めたことに関しまして、おわび申し上げます。

○川上委員

人権・同和政策課がこのNPOに行ったでしょう。そのときに、なぜ市民協働部が同行しているのですか。答弁してください。

○委員長

川上委員に申し上げます。生活支援課への質問ですので、ほかの質問によりしくお願いいたします。川上委員に申し上げます。質疑が他の担当になっておりますので、予算範囲内でよろしくお願いします。川上委員、よろしくお願いします。（発言する者あり）

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

敬老祝品支給事業について伺います。事業の根拠をお尋ねします。

○高齢者支援課長

老人福祉法第2条の基本的理念、「老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で

安らかな生活を保障されるものとする」に基づき実施しております。

○川上委員

本市においてどういう意義を持たせていますか。

○高齢者支援課長

永年の功績に感謝し、長寿を祝福することを目的として、節目に当たる77歳、88歳、99歳、100歳以上の方を対象として、敬老祝品を贈呈しております。

○川上委員

1市4町合併後の経過を伺います。

○高齢者支援課長

合併1年目の平成18年度は、満70歳以上の方に一律5千円を長寿祝金として支給しております。その後、平成19年度から令和4年度までは、途中、対象基準の変更はあったものの、満77歳には8千円、88歳には1万5千円、99歳には2万円、100歳以上の方には3万円を祝い金として支給しております。その後、令和5年度より現在のカatalogギフトのほうに移行しております。

○川上委員

今後の考え方は、予算編成に当たって検討したことがありますか。

○高齢者支援課長

今後につきましては、昨日の委員会での答弁の繰り返しになりますが、令和5年度に敬老祝金から敬老祝品に変更し、来年度、令和7年度で3年目となります。いろいろなご意見も頂いておりますので、他市の状況も参考に、事業内容も含め、今後、検討したいと考えております。

○川上委員

検討の中に事業廃止というのが入っているのですか。

○高齢者支援課長

現段階では、まだ他市の状況も含め検討する段階ですので、そういった廃止とかいろいろな状況を含めた中で、今、検討を行う予定にしております。

○川上委員

廃止も検討の選択肢に入っているということですね。

○高齢者支援課長

今のところ、ほかのところも参考にいたしますので、そのところをはっきり、例えば、縮小なのか、廃止かという選択肢を幾つも出した中での検討までには至っておりません。

○川上委員

廃止をしないと答弁できますか。

○高齢者支援課長

繰り返しの答弁となりますが、他市の状況とかを鑑みた中で本市の方針を決めますので、今の段階で必ずしも廃止をしませんと言うことは、私の一存では、今、お答えしかねます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○金子委員

予算書120ページ、民生費、社会福祉費、障がい当事者団体等活動補助金についてお尋ねいたします。令和6年度は189万7千円が計上されておりました。令和7年度は227万8千円となっております。その増額の理由についてお尋ねいたします。

○社会・障がい者福祉課長

増額の内容につきましては、令和7年度に現行の飯塚市障がい当事者団体等活動補助金要綱を改正予定としており、改正において、現在実施しております飯塚市障がい者バス借上助成要綱の内容を組み込み、一括した補助金とすることとしております。そのため、昨年度まで計上

しておりました飯塚市障がい者バス借上助成金の予算を合算して、当補助金の予算として計上しているため、増額となっております。

○金子委員

要綱の変更とバスの事業が一緒になったからということだと思いますが、この改正のポイントについてお尋ねします。

○社会・障がい者福祉課長

改正のポイントにつきましては、大きなポイントとして、現要綱では、補助対象団体を要綱に記載している3団体のみに交付しておりますけれども、同様の事業を実施している団体等にも補助金を交付できるように改正する予定としております。

また、補助対象事業を整理し、明確に事業内容を記載することで、対象事業を分かりやすくする予定としております。

○金子委員

この要綱の改正に当たって、どのような経過を取りましたか、お尋ねします。

○社会・障がい者福祉課長

要綱の改正につきましては、現在、補助金を交付しております3団体を含め、市内に活動されている当事者団体の皆さんとの意見交換会を開催し、当事者の方の目線で補助金に対する意見を伺いながら改正することとして、会を開催しております。

令和6年6月に1回目、8月に2回目を開催し、最終として今年3月に3回目を実施することとしております。この意見交換会では皆さんの活動状況や内容、困り事等を確認し、行政の業務を補完する活動、事業に対して補助をすることを基本としながら、対象事業や団体、経費について意見を伺い、補助金がよりよく交付できるよう意見を頂きながら進めております。

○金子委員

対象団体が広がったことは大変有意義だと思います。

今後の広報についてお尋ねいたします。

○社会・障がい者福祉課長

飯塚市ホームページ等での周知はもとより、現在開催している意見交換会は主として補助金要綱改正に対して、意見交換する場として開催してまいりましたが、引き続き、この会を開催することで、当補助金の制度の周知を含めた情報提供、情報共有の場として開催し、広報していこうと考えております。

○金子委員

障がいのある団体の活性化にもつながる事業だと思いますので、しっかり進めていただくよう要望いたします。以上です。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないようですから、「第3款 民生費」について質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:51

再 開 13:00

委員会を再開いたします。

質疑に入る前に川上委員より取下げの申出がっておりますので、お知らせいたします。

初めに、「4款 衛生費」、149ページ、環境衛生費、その他の環境衛生費。

「7款 商工費」、176ページ、観光費、観光振興事業費。

「8款 土木費」、190ページ、都市計画総務費、菰田・堀池地区活性化事業費。

「10款 教育費」、213ページ、人権教育費、人権啓発推進事業費。

217 ページ、学校管理費、小学校費、中学校費、その他の学校管理費。

219 ページ、教育振興費、小学校費、中学校費、就学援助事業費。

233 ページ、社会教育総務費、職員給与費。

245 ページ、文化財保護費、嘉穂劇場保存整備事業費。

252 ページ、学校給食費、学校給食事業費。

「総括」としまして、パソコン事業費一覧について、重層的支援体制事業整備事業について、以上11件です。よろしくお願いいたします。

それでは、「第4款 衛生費」から「第6款 農林水産業費」までの質疑を許します。

初めに、質疑通告されています143ページ、予防費、予防接種事業費について、田中武春委員の質疑を許します。

○田中武春委員

そしたら143ページ、高齢者予防接種委託料について、何点か質問しますが、高齢者を対象にした令和7年度から4つの予防接種に拡充していますけれども、昨年と変更した点など分かりましたらご説明をお願いします。

○健幸保健課長

高齢者を対象とした4つの予防接種についてでございます。1つ目は、インフルエンザワクチンの予防接種、2つ目は、肺炎球菌ワクチンの予防接種、3つ目は、新型コロナウイルスワクチンの予防接種、最後4つ目としまして、带状疱疹ワクチンの予防接種でございます。最後の带状疱疹ワクチンの予防接種は、定期接種化で、令和7年度から接種開始になることに併せ、当該予防接種を追加しているところでございます。

○田中武春委員

令和7年度からということで、带状疱疹ワクチンの予防接種、来年7年度から新規に開始されるそうですが、その具体的な対象についてお尋ねいたします。

○健幸保健課長

令和7年度より定期接種化が決定しております带状疱疹ワクチンの対象者につきましては、65歳の方、60歳以上65歳未満の方であって、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がい有する者として厚生労働省令で定める方、最後に65歳を超える方につきましては、5年間の経過措置として、100歳までの5歳刻みの年齢の方、100歳以上の方につきましては、定期接種開始初年度であります令和7年度に限り全員が対象となっております。令和7年度の対象となっていない方におかれましては、5年間の経過措置の間に接種の機会を設けることとなります。

○田中武春委員

私も65歳を超えていますので③番に当たるのかなと思いますが、対象者は分かりました。では、この予防接種の今後の実施方法とか内容についてお示しいただけるでしょうか。

○健幸保健課長

带状疱疹ワクチンの予防接種につきましては、飯塚医療圏内の医療機関にご協力をいただき、対象者は、接種費用の3割ほどの自己負担額で接種が可能となります。あわせて、減免措置を設け、生活保護世帯や非課税世帯の方には無料で接種を受けていただくようにしております。また、带状疱疹ワクチンは2種類ございまして、1つ目として接種回数1回の生ワクチンが、約5年の効果があると言われておりまして、2つ目として、接種回数2回の組替えワクチンが約10年の効果があると言われております。ワクチンについても市民の方々に誤解が生じないよう、周知を行ってまいりたいと考えております。

○田中武春委員

ワクチンの周知もそうですが、この65歳以上の高齢者を対象にした予防接種となると、65歳以上の方全員が対象ではないかと思う方も結構いらっしゃるのではないかと思います。

思います。

そこで、事業の実施に関わる市として、市民に対する周知方法についてお尋ねいたします。

○健幸保健課長

带状疱疹ワクチンの予防接種について、対象者が65歳であること。また、5歳刻みの年齢になることなど、市民に混乱が生じないように、対象となる方に対しましては、接種券の送付を予定しております。また、節目年齢ではない対象とならない方がいらっしゃいますので、市報、ホームページをはじめとするSNS等を活用した情報発信や、医療機関に関係チラシを設置するなど、丁寧な周知を行っていきたいと考えております。

○田中武春委員

带状疱疹ワクチンの定期予防接種の対象は、実際、勘違いされている方も多数いらっしゃるのではないかとこのように想定できますので、答弁していただいたように、市民が混乱しないように丁寧な周知を要望しておきます。終わります。

○委員長

次に、146ページ、健康づくり推進費、保健事業費について、田中武春委員の質疑を許します。

○田中武春委員

この新生児聴覚検査委託料ですが、まず、事業の目的をお聞かせください。

○こども家庭課長

新生児聴覚検査によって、生まれつき聞こえにくさがあっても、早期に発見し、早い段階で適切な療育等の支援を受けることで、言葉の習得の遅れ等を最小限に抑えることが期待できることから、自己負担であったものを、当該検査の費用を公費負担とすることで、全ての新生児が検査を受けられる体制を構築することを目的としております。

○田中武春委員

分かりました。対象者数や助成単価はどのようになっているのでしょうか。

○こども家庭課長

令和7年度当初予算におきまして、対象者である新生児を年間830人と見込んでおります。現在、各医療機関において実施されています新生児聴覚検査につきましては、2種類ございまして、自動ABR検査とOAE検査とございまして、それぞれ費用が異なりますが、助成単価につきましては、現在の実施単価と同額程度となる自動ABR検査では5千円、OAE検査では3千円を上限に助成しようとするものでございます。

○田中武春委員

それでは、医療機関との連携や県外の受診者など、その助成方法はどのようになっているのでしょうか。

○こども家庭課長

飯塚医師会等を通じまして、本市と契約を予定している産婦人科等におきましては、先ほどご答弁を申し上げました検査の種類によってそれぞれ市が直接負担をいたします。県外受診者などで本市と契約していない産婦人科等で受診した場合におきましては、一旦受診者におきまして全額自己負担をしていただきまして、後日、市へ申請することによりまして払戻しをいたします。

○田中武春委員

分かりました。結局、市内はいいけど県外で受診した場合は、一旦全額自己負担をしなくてはならないということですが、接種によれば、多額な負担となる可能性もありますので、申請して払戻しするまでの期間を、極力短めにしていただくよう要望しておきます。終わります。

○委員長

次に、148ページ、健康づくり推進費、出産・子育て応援事業費について、田中武春委員の質疑を許します。

○田中武春委員

この出産・子育て応援事業費についてですが、事業の導入までの経過をお示してください。

○こども家庭課長

この事業につきましては、妊娠期から出産・子育て期まで一貫して寄り添った支援を行う伴走型支援として、妊娠、出産、子育て期まで、時期に応じた面談による相談を実施し、必要な支援が確実に妊婦や子育て家庭に届くことを目的に、経済的支援と一体化して行うものとして、国の令和4年度補正予算によりまして、年度途中から開始された事業でございます。

具体的には、妊娠届出時、親子健康手帳を交付する際、面談を行った後に、5万円を支給いたします。その後、妊娠8か月頃に希望者に面談を実施いたします。また、出産後には、赤ちゃんすくすく元気全戸訪問などで面談を行った後に、お子様1人当たり5万円を支給するといったものでございます。

令和4年度の事業開始当初の国の方針では、システム構築の補助メニューも組み込んだクーポンによる経済的支援を原則として、その構築が困難な場合には、現金による支給も認めるという方針となっております。

この国の方針に従いまして、福岡県において、広域連携によるクーポンを活用するシステムが構築されましたため、本市も令和6年度から県の取組にあわせ、クーポンによる経済的支援に変更しております。

その後、こども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立いたしまして、名称も出産・子育て応援給付金から、妊婦のための支援給付金と変更されまして、支給方法につきましても、現金支給とクーポン支給のどちらかを申請の時点で選択できるとした法定事業として改正がなされたものでございます。

したがいまして、令和7年度からは、国の方針変更に対応するため、県と調整しながら実施に向けて準備を進めているところでございます。

○田中武春委員

そうすると、現金かギフトかの選択肢となっていることは承知しましたが、応援ギフトとは一体どういったものなのでしょうか。

○こども家庭課長

クーポンによります経済的支援の方針として、国が当初示していました方針が、出産育児関連用品の購入や、家事・育児サービス利用につながりやすくすること。地域の創意工夫に基づき、地域の商店街を対象とすることなどによる地域の産業振興、地域の活性化や新たな子育てに関するサービスの創出などにつなげるためのギフトとすることとしておりましたので、県が構築したクーポンにより利用できる応援ギフトの内容としましては、国が求める出産育児関連用品や家事・育児支援サービスはもとより、生活支援用品や防災グッズ、特産品なども選択できるギフトとなっております。

○田中武春委員

この事業は、妊娠の届出や出産の届けを行った妊婦、それから子育て世帯等に対して、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用者の負担軽減を図ることを目的としていますね。特に、今、福岡県の出産・子育て応援ギフトを私も1冊もらいましたが、「にこふく」というベビーギフトでこんな厚い本でしたけども、子育てに役立つ品物として、紙おむつやミルクなど、商品約1300点から選べるのは大変ありがたい事業と思っています。今後も利用者負担軽減につながる取組を、引き続きお願いをし、終わります。

○委員長

続きまして、151ページ、環境対策費、その他の環境対策費について、金子委員の質疑を

許します。

○金子委員

私のほうからは、151ページの自然環境保護事業についてお尋ねします。環境イベント講師等謝礼金というふうにあります、この対象者と講師についてお尋ねします。

○環境整備課長

就学前のお子さんから参加できる自然体験プログラムを実施し、幼少期から自然と触れ合える場の創出を行っております。当該事業を実施するに当たり、生き物や植物などの専門家が所属する「筑豊の自然を楽しむ会」に講師を依頼しておりまして、その謝礼金となっております。

○金子委員

では、過去3年間の開催回数及び参加人数についてお尋ねします。

○環境整備課長

直近3か年で申し上げますと、令和4年度が20回で211人、令和5年度が19回で185人、令和6年度が21回で223人となっております。

○金子委員

予算額が前年度より減額されています。その理由についてお尋ねします。

○環境整備課長

減額の理由としましては、開催回数を減らしているためでございます。これまでは年間22回の開催を予定しておりましたが、参加者が分散してしまい、1回当たりの参加者数が少ないというような課題がございました。令和7年度からは、開催回数を14回にすることにしておりまして、講師の方々と協議を行い、1回当たりの参加者数が増加する工夫を行うことで、費用対効果を高めるよう改善しております。

○金子委員

こどもたちが専門の方から自然について詳しく聞くというのは、大変貴重な事業だと考えます。ぜひ、この広報の仕方も含めて、継続して行えるよう要望しておきます。以上です。

○委員長

次に、151ページ、病院費、病院事業費について、赤尾委員の質疑を許します。

○赤尾委員

予算書151ページの飯塚市立病院整備事業費についてお尋ねします。令和7年度当初予算資料の30ページに、「飯塚市立病院の職員宿舎のうち、4棟の解体にかかる費用について、病院事業会計に補助金を交付する」として、病院事業会計補助金が4401万円計上されていますが、その内訳をご説明ください。

○財政課長

建物の解体に伴う経費を計上するもので、解体に伴って事前に実施する周辺家屋環境影響調査委託として764万5千円。本年度は4棟の建物のうち、旧職員宿舎1棟の解体に関する解体工事管理業務委託として197万9千円。解体工事費が3438万6千円となっております。

○赤尾委員

現在、4棟建物があるんですね。本年度は1棟の解体ということですが、その解体する建物の概要をご説明ください。

○財政課長

建物の概要ですが、昭和57年、1982年2月に建設された4階建ての共同住宅で、この建物は職員宿舎として利用されてきましたが、築43年以上が経過しており、老朽化が著しいため、その機能は既に、令和4年度になります、同敷地内の別の共同住宅に機能を移転しております。

○赤尾委員

建物が病院関係者の寮ですよ。建物の老朽化によりちょっと使用しづらくなったと。令和

4年度に機能移転されている。これ引っ越しをされたんだと思うんですけど。では、令和4年度に既に引っ越しされているにもかかわらず、令和5年度、令和6年度には、予算計上を実施されず、令和7年度に実施する理由、予算計上する理由、お尋ねします。

○財政課長

本年度の解体に当たり、これまでのスケジュールとしては、令和5年度にアスベスト調査、そして6年度に解体工事の設計などをいたし、令和7年度から解体の事業に入る予定としております。

○赤尾委員

では、今後は、建物の老朽化の観点から、年次的、順次建物の解体を実施していくとのことですが、解体後の土地の利活用についてはどのような計画があるのかご説明ください。

○財政課長

本事業の実施主体は企業局となっておりますが、現在のところ、解体後の土地の利活用については具体的な計画はございません。

○赤尾委員

では、本事業費の財源をお尋ねします。

○財政課長

一般財源となっております。

○赤尾委員

一般財源ということです。これ分類としては、本事業は投資的経費に該当しますか。

○財政課長

経費の支出の効果が資本形成にならない解体工事となりますので、消費的経費となっております。そのため、分類的には物件費で分類されます。

○赤尾委員

仮に、その後に、今の現時点では解体後の土地の利活用がないと。これ例えば活用する計画とか、予定があった場合は、投資的経費になりますか。

○財政課長

今後の、利活用の計画にもよりますが、もし、建物などの建設が予定されれば、それは投資的経費になるかと思います。

○委員長

次に、同じく151ページ、病院費、病院事業費について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

取り下げます。

○委員長

次に、「第5款 労働費」につきましては質疑通告があっておりません。

「第6款 農林水産業費」、161ページ、農業振興費、その他の農業振興費について、秀村委員の質疑を許します。

○秀村委員

161ページ、有害鳥獣駆除対策事業費なんですけども、有害鳥獣駆除対策事業費が前年度に比べて増額していますが、この理由についてお願いします。

○農林振興課長

有害鳥獣駆除対策事業費につきましては、前年度当初予算額に対しまして820万2千円の増額となっております。その主な理由としましては、有害鳥獣駆除対策事業費補助金が669万円、鳥獣被害対策実施隊員報酬が152万2千円増額していることによるものでございます。

○秀村委員

820万2千円の増額で、有害鳥獣駆除対策事業補助金が669万円で報酬が152万の円増額ということですが、そのうち、有害鳥獣駆除対策事業費補助金の増額理由についてお願いします。

○農林振興課長

有害鳥獣駆除対策事業費補助金におきましては、市内におけるイノシシ、鹿、アナグマ及びアライグマによる農作物等への被害を防止するため、有害鳥獣駆除員が毎年4月から10月までの駆除期間中に駆除しました頭数に対して、イノシシ及び鹿の場合は1頭当たり1万円、アナグマ及びアライグマの場合は1頭当たり3千円の駆除報奨金を交付しております。

令和7年度予算の捕獲見込み頭数といたしましては、イノシシ及び鹿で2309頭、アナグマ及びアライグマで519頭を見込んでおりまして、直近3か年の捕獲頭数の増加率の平均が、イノシシ及び鹿の場合は約1.3倍、アナグマ及びアライグマの場合は約1.6倍と大きく上昇している現状を反映しまして、予算額を増額したものでございます。

○秀村委員

うちの近所辺りでも、アナグマなんかは普通に見る状況ですよね。今、本当に増えてきていると思います。

それで、有害鳥獣による作物の被害状況について、過去3年間の推移をお尋ねします。地区ごとに分ければ併せてお願いいたします。

○農林振興課長

イノシシと鹿によります水稻及び豆類の被害についてお答えさせていただきます。福岡県農業共済組合に、鳥獣による被害補償について照会した結果に基づく被害額になりますが、令和3年度につきましては、飯塚地区が545万7千円、穂波地区が10万6千円、筑穂地区が380万7千円、庄内地区が44万3千円、潁田地区が67万1千円となっており、合計で1048万4千円となっております。

次に、令和4年度につきましては、飯塚地区が213万4千円、穂波地区が30万円、筑穂地区が226万7千円、庄内地区が33万6千円、潁田地区が0円となっており、合計で503万7千円となっております。

最後に、令和5年度につきましては、飯塚地区が305万6千円、穂波地区が41万8千円、筑穂地区が381万7千円、庄内地区が10万2千円、潁田地区が0円となっておりまして、合計で739万3千円となっております。

○秀村委員

年によっていろいろ差はあると思いますが、ただいまの分はイノシシと鹿による被害状況だったと思われますが、近年、アライグマの出没も増えていると思います。状況が分かりましたらお願いします。

○農林振興課長

アライグマによります農作物被害の例としましては、果実や野菜が挙げられますが、福岡県農業共済組合へアライグマによる被害補償について照会しましたところ、市内には、果樹等への被害を対象とした保険に加入されている農業者がいないため、被害額は不明との回答でございました。

○秀村委員

分からないということですが、結構な被害額があると思われますが、一方で高齢化する駆除員の軽減負担についてお尋ねします。

本市の有害鳥獣捕獲活動に従事されている駆除員の方々の人数について、男女別の人数と、年齢区分別の人数、平均年齢をお尋ねいたします。

○農林振興課長

令和7年2月28日時点の数字になりますが、市が有害鳥獣捕獲の従事者証を発行し、従事

いただいている駆除員の人数は56名でございます。そのうち男性は55名で、女性は1名でございます。また、年齢区分別人数につきましては、60歳以上の方が40名で全体の約71%を占めておりまして、60歳未満の方は16名で全体の約29%となっております。あわせてこの56名の方々の平均年齢につきましては、67.4歳となっております。駆除員の高齢化が進んでいるところでございます。

○秀村委員

駆除員の高齢化が進む中、新たな駆除員を確保することによって、駆除員一人一人の負担を軽減することが重要だと考えますが、市としての取組をお尋ねいたします。

○農林振興課長

新規駆除員の確保に向けた取組としましては、狩猟免許更新の申請時や福岡県主催のわな免許新規取得への講習会開催時におきまして、新規駆除員募集のチラシを飯塚農林事務所にて配布させていただいております。あわせて、本市のホームページでも駆除員募集の周知を行っているところでございます。

また、令和6年度は、新たに10名の方に有害鳥獣駆除員として従事いただいておりますが、参加された理由といたしましては、現駆除員の方に勧められたと答えられた方が8名と最も多かったことから、駆除員が有する人的ネットワークを生かした人員の確保も有効な方策と考えておりますので、引き続き、駆除員の皆様にご協力をお願いしたいと考えております。

○秀村委員

そんな中、次に、高齢化が進む駆除員負担軽減策についてですが、市としての取組内容をお尋ねいたします。

○農林振興課長

駆除員の高齢化への対応といたしましては、ICT対応わな監視センサーを導入しておりまして、イノシシ捕獲用の大型箱わなに有害鳥獣が入り、扉が閉まった際の衝撃でセンサーが反応しまして、事前に登録しましたメールアドレスに通知が届くことによって、見回り回数の減少につなげるなど、捕獲活動の省力化、駆除員の労力軽減を図る取組を実施しているところでございます。

また、100キログラム近い重量があります箱わなの設置や撤去にかかる作業に加えまして、有害鳥獣を捕獲した後の個体の処分につきましては、近年の猛暑の影響等により、特に負担がかかっておりますので、駆除員の高齢化への対応も含め、負担軽減を図るためのさらなる取組について検討してまいりたいと考えております。

○秀村委員

とにかく高齢化が進んでいるということですね。

年々、捕獲頭数も増加傾向にある中、金額は結構なものになると思いますが、作物への被害を軽減していくためには捕獲による個体管理に力を入れていく必要がありますが、さらに効果を上げるためには駆除員の人数を増やすための方策や駆除員の労力の軽減を図るための支援が重要であるかと思えます。現在は、ICTを活用した捕獲の省力化に取り組んでいるとのことですが、駆除員の方々にとりまして、箱わなの運搬や、捕獲後の個体の処分が大きな負担になっているとお聞きします。そのようなことも駆除員の確保が難しい原因の一つだと思いますので、駆除員への負担軽減の支援について早急にもっともっと対応をお願いいたします。終わります。

○委員長

次に、167ページ、林業振興費、森林整備事業費について、藤堂委員の質疑を許します。

○藤堂委員

それではまず、森林整備基金について説明を求めます。

○農林振興課長

飯塚市森林整備基金につきましては、平成31年3月に成立しました森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に伴い、国から譲与される森林環境譲与税を積み立て、本市における森林整備、木材利用の促進及び普及啓発に要する経費の財源に充てるために設置されたものでございます。

○藤堂委員

ご答弁いただきました森林環境税及び森林環境譲与税を詳しくお示してください。

○農林振興課長

森林環境税及び森林環境譲与税は、パリ協定の枠組みにおける温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設されております。

森林環境税につきましては、令和6年度から、国内に住所がある個人に対して課税される国税でありまして、その税収の全額が国によって森林環境譲与税として、都道府県及び市町村へ譲与されるものでございます。なお、森林環境譲与税につきましては、森林現場の課題に早期に対応する観点から、令和元年度から前倒しで譲与が始まっております。

○藤堂委員

ありがたいものですが、復興税の1千円がこの森林環境譲与税になっていたのでは、それを知ったときは、国もお上手だなというふうに思った次第でございしますが、それでは、森林環境譲与税の活用対象となる事業の内容についてお尋ねいたします。

○農林振興課長

本市におきましては、福岡県が策定いたしました森林環境譲与税ガイドラインに示されております、市町村の森林環境譲与税の活用方針に準拠した5つの対象事業を定めております。

その内容としましては、1つ目が間伐等の森林整備、2つ目が放置竹林対策や荒廃農地の森林化など、地域課題に対応した取組、3つ目が森林経営管理制度の円滑な運用に向けた取組、4つ目が公共建築物の木造化や公共建築物における木製品の導入などの木材利用を促進する取組、5つ目が森林の有する公益機能に関する普及啓発活動となっております。なお、今申し上げました5つの対象事業につきましては、本税の有効活用を図る観点から、林務所管課であります農林振興課が実施する森林整備のみならず、全庁的に他課が所管する事業においても活用できるものとしております。

○藤堂委員

それでは過去3年間の譲与税の額の実績をお尋ねいたします。

○農林振興課長

令和3年度から令和5年度までの譲与税額と、事業実施額についてお答えいたします。令和3年度は譲与税額が2234万9千円で、事業実施額は1864万1千円。令和4年度は譲与税額が2933万2千円で、事業実施額が1517万8千円。令和5年度は譲与税額が、令和4年度と同額の2933万2千円で、事業実施額は1270万3千円となっております。なお、各年度の未執行額につきましては、基金に積立てをしております。

○藤堂委員

それでは、来期、活用を実施する予定の主な事業をお尋ねいたします。

○農林振興課長

令和7年度の基金積立金としまして、国からの譲与税額3703万8千円を計上しております。その主な実施予定事業としましては、放置竹林整備事業や、林道の支障木伐採作業、市内の保育園や幼稚園で使用する木製玩具及び木製家具の導入などの事業を計画しております。

○藤堂委員

過去の実績で見ますと、使い切れている年度が少ないと把握いたしまして、引き続き、森林整備に使っていただければと——。こう思いながら直近ですと3千万円程度入ってきており

ますので、有効な財源になればと思い質問させていただきました。短期、中期、長期と木に絡めて有意義な施策に充てていただければと存じます。終わります。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですから、「第4款 衛生費」から「第6款 農林水産業費」までについて、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 13:39

再 開 13:40

委員会を再開いたします。

次に、「第7款 商工費」から「第9款 消防費」までの質疑を許します。

初めに、質疑通告されています170ページ、商工業振興費、商工業振興事業費について田中武春委員の質疑を許します。

○田中武春委員

それでは、周遊商業エリアの連携事業についてですが、これは主に中心商店街、それからイオン穂波店、カホテラス、ゆめタウン飯塚を連携することで、回遊性の向上を図る目的で取り組まれていると思いますが、当初予算の資料34ページ、令和6年度当初予算と比較しまして、予算額が半分程度に落ち込んでいますけども、その減額理由をお尋ねいたします。

○商工観光課長

減額の主な理由といたしましては、結論から申しますと、周遊バスの運行負担金の負担対象期間が令和6年度当初予算では18か月分を計上していたことに対しまして、令和7年度当初予算では、9か月分の計上となったことによるものでございます。

この理由といたしましては、令和6年度当初予算は、本来であれば、令和5年10月から令和6年9月までの12か月分の負担金を積算、計上いたしますが、国土交通省の補助金の採択を前提に予算編成いたしましたので、令和7年度に予算計上すべき令和6年10月から令和7年3月分の6か月分を加え、18か月分の負担金としておりました。

令和6年度に入り、国の補助金を交付申請していく中で、補助対象期間が令和7年度に予算計上すべき令和6年10月から令和7年3月の6か月分から、令和6年10月から令和6年12月までの3か月分となりました。このため、令和7年度予算では負担対象期間が令和7年1月分から令和7年9月分の9か月分となったことにより、令和6年度当初予算に比べ減額となっております。

○田中武春委員

難しいですね。頭の中で計算ができません。主な減額理由としましては、令和6年度の共創モデル実証運行事業の国の補助金との関係ということなんだろうというのは分かりました。

では、周遊バス運行の負担金が、令和6年度予算よりも減額になっているということですが、この周遊バスの運行については、特に大きな変更はないということで理解してよろしいでしょうか。

○商工観光課長

予算計上いたしました運行経費の対象期間が令和6年度に比べ短くなったことによる予算の減額であります。運行日につきましては、令和5年8月から土日祝日、昨年10月からは平日の火曜日を加えまして1日5便を運行しております。その他運行ルート、運行時間、本数、運賃等に変更はございません。

○田中武春委員

安心しました。半分に減るのかと思ってちょっとびっくりしました。

予算額が半分程度に減額になるとのことで、ちょっと市民の皆さんも、ぱっと見たら、サービスが低下するのではないかというふうに心配されるのではないかと思います。逆に運行の日数も増やしてくれているということなので、安心いたしました。この質問を終わります。

○委員長

次に、１７１ページ、商工業振興費、商工業振興事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

追加資料７６ページの説明をお願いします。

○特産品振興・ふるさと応援課長

資料７６ページの追加資料の説明をさせていただきます。筑前茜染協議会補助金につきましては、資料左側の１番の交付根拠に飯塚市筑前茜染協議会補助金交付要綱の抜粋を掲載させていただいております。第１条の趣旨、第２条の補助対象事業に基づきまして、下段にあります２の手續、こちらの流れで申請をしていただいて、実施をしているところでございます。

右側が実績と令和６年度の見込みと令和７年度の予算案となっております。令和３年度が２８３万９千円、令和４年度につきましては２９７万５千円、令和４年度につきましては、不正引き出しに係る補助金の過大交付がございましたので、令和６年度の歳入に過大額の７６万円の返金処理を行っております。令和５年度につきましては５０１万６８７６円、令和６年度は見込みでございますが３５０万円で、令和７年度の予算案といたしまして１５７万円を計上させていただいております。

○川上委員

令和７年度１５７万円の内訳をお願いします。

○特産品振興・ふるさと応援課長

補助金の内訳といたしましては、報償費のほうが１０万円、需用費が３９万８千円、役務費としまして５万円、委託料としまして６７万８千円、使用料及び賃借料といたしまして３４万４千円、合計で１５７万円となっております。

○川上委員

委託料というのは何ですか。

○特産品振興・ふるさと応援課長

この委託料につきましては、今現在、山口地区のほうで畑のほうを借地して、育成のほうを行っているところでございますが、維持管理を行うに当たって、除草であったりそういったところを今委託しているところでございます。

○川上委員

どういったところに委託しているんですか。

○特産品振興・ふるさと応援課長

こちらの委託につきましては、飯塚市シルバー人材センターのほうに委託を行っております。

○川上委員

令和４年度の備考欄について分かりにくかったので、もう一度お願いします。丁寧に。

○特産品振興・ふるさと応援課長

この令和４年度の分につきましては、まず、不正引き出しの事案がございました。これに伴って確定しておりました決算がありましたが、こちらのほうの修正を今年度の筑前茜染協議会の総会のほうで行いまして、その承認を頂いて過大になっておりました７６万円がございましたので、こちらを協議会のほうから市に返還をしていただいたという形になっております。

○川上委員

不正引き出しとは何のことですか。

○特産品振興・ふるさと応援課長

こちらの不正引き出しといいますのは、今年度の当初にも各種委員会等でも報告をさせていただいておりますが、元職員による筑前茜染協議会の補助金の不正な引き出しによって生じた過誤の部分の金額となります。

○川上委員

それを不正引き出しと呼ぶのはどういう理由ですか。

○委員長

川上委員に申し上げます。令和7年度の予算以外に及んでいるというふうに思いますので、ほかの質問をよろしくお願いします。

○川上委員

横領事件ではないのですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:49

再 開 13:58

委員会を再開いたします。

○特産品振興・ふるさと応援課長

こちらの資料の中で備考欄に書いてあるものを、改めてもう一度説明をさせていただきます。この令和4年度につきましては、まず、今年度の4月11日の経済建設委員会で、市関係団体における不適正な会計事務処理についてということで、元職員が行った不適正な会計処理についての報告をさせていただいております。こちらの不正引き出しにかかった補助金につきましては、返還をさせていただいているところではあるのですが、まず、こちらは協議会のほうに返ってくるものになっておりまして、その分の差額というのは、当然、市の補助金として過大に交付をしているという状況になりましたので、過年度であったことから、6年度の収入として市のほうに返還をさせていただいたものになります。

当然、令和5年度にも同様に不適正な引き出しがございましたが、こちらについては、まだ決算前でございましたので、当該年度の決算として処理が終わっているということで備考欄に記載がないものでございまして、こちらについてが7年度の当初予算等に影響を与えているものではございません。

○川上委員

横領事件が発生した団体で再発防止がきちんと行われなければ、補助金を出すわけにいかないと思うんですね。どういうことをやったんですか。

○特産品振興・ふるさと応援課長

当初、今、市のほうが定めております各種団体等現金（公金外）事務取扱要領につきまして実施できていなかった箇所が多くございました。これにつきまして、一つ一つを確実に今現在は実施をしておりまして、公金外の現金の取扱いについては確実に実施しております。また、補助金額の算定につきましても、多くならないように本当に必要なものについてを協議会のほうときちんと打合せを細かくいたしまして、最終的に精査をして、今回の補助金額とさせていただいております。

○川上委員

補助金を含むこの団体の会計は誰が管理するのですか。

○特産品振興・ふるさと応援課長

会計の取扱いにつきましては、当然、協議会として管理をしていきますが、現金の取扱いに関しましては、現在のところ通帳及び印鑑等については、事務局であります特産品振興・ふるさと応援課のほうで行っております。

○川上委員

従前と変わらないですね、今の答弁だったら。複数で責任を負う体制はどうなっていますか。

○特産品振興・ふるさと応援課長

管理につきましては、まず、通帳と届出印、こちらについては別の人間が管理をするようにしておりまして、通帳を保管している金庫を入れたキャビネットの鍵を私のほうが管理しておりまして、1人で全てのことができるという状況はまずとっておりません。定期的に現金の出し入れにつきましても、細かく確認を行っているところでございます。

○川上委員

暗証番号とかはどうなっていますか。

○特産品振興・ふるさと応援課長

全て通帳のほうで取扱いを行っておりますので、暗証番号等の登録はございません。

○川上委員

最後に、当時の会長は調査しないままですか。

○特産品振興・ふるさと応援課長

会長のほうへの調査ということでございますが、今回のこの不適正な事務処理につきましては、まず先ほど申し上げましたように、通帳から全て事務局である特産品振興・ふるさと応援課のほうで管理・把握をしておりましたので、会長がそこでお金の出入りがあるということを知る状況ではございませんでした。その後に新たな不適正な経理の結果が出てきたとか、そういったところの状況ではございませんので、現在のところ、特段に調査のほうは行っておりません。

○川上委員

この団体の会計の責任は、規約、定款により、会長がということになっているでしょう。その会長に調査をしないというのは、あり得ないと思います。終わります。

○委員長

次に、178ページ、観光費、観光施設管理運営事業費について、赤尾委員の質疑を許します。

○赤尾委員

予算書の178ページ、サンビレッジ茜管理費についてお尋ねします。当初予算資料37ページで、サンビレッジ茜管理費として、令和6年度は3323万6千円でしたが、令和7年度は5362万3千円と、差引きでは2038万7千円の増額となっています。この増額理由をご説明ください。

○スポーツ振興課長

令和7年度のサンビレッジ茜管理費5362万3千円について、前年度からの増額理由をご説明いたします。まず、年度協定における委託料といたしまして3102万7千円、これに、停電によりまして利用料が収入減となっておりますことから、その補填額といたしまして2140万6千円、合わせまして指定管理委託料を5243万3千円。そのほかに維持補修費として100万円、国有林野使用料2万3千円、日本鋼索交通協会負担金として1万5千円、九州鋼索交通協会負担金といたしまして15万2千円、合わせまして119万円となっております。これを合計いたしまして5362万3千円を予算計上しているところでございます。

昨年度からの増額理由といたしましては、停電によるスキー場の施設利用料が大幅に減収になっていることに対する補填分ということでございます。

○赤尾委員

これ経費の補填なんですよ。増額の理由については、停電によってスキー場が休止となり、本来入る見込みであった施設利用料が入らなくなったため、その分を補填するものだということだと思います。もう少し詳しく教えていただきたいのですが、施設利用料収入の年間見込額が、停電していなければ、本来幾ら入ってくるべき予定のものが、幾らしか見込めないから、

その差額を補填するということだと思います。その辺りをもう少し詳しく説明してください。

○スポーツ振興課長

指定管理委託料の算定根拠となりますので、具体的な額というのは申し上げられませんが、年間の施設利用料の収入見込額に対しまして、停電によってスキー場の利用料が大幅減収見込みとなったために、差引きしました差額分といたしまして2140万6千円を補填するものでございます。

なお、この補填分を含めまして、指定管理委託料はきちんと支払いいたしますが、年度末の決算において不用額が発生した場合は、返還金として市にお返しいただく予定でございます。

○赤尾委員

この事業の財源について、ちょっとお尋ねします。

○スポーツ振興課長

一応ですね、この分につきましては、一般財源からの持ち出しを予定しております。

○赤尾委員

増額の理由については分かりましたが、令和6年度に電気設備工事を予定していたものを、令和8年度以降、一時的に休止するということを決定したため、実施を見送ったとのことでしたが、例えば、工事を実施していれば、この補填額は必要のない経費ということになったのでしょうか。

○スポーツ振興課長

令和6年度に電気設備工事費等で約1億4千万円をかけまして停電を解消し、年間予定利用者数における収益を見込むこととしておりました。工事を行っていれば、質問委員の言われるとおり、補填は必要ないものとなります。

しかしながら、サンビレッジ茜の再整備を含めた将来性を検討していくに当たりまして、年々利用者数が減少していること、それから施設全体の老朽化が激しいこと、これらを解消するためには莫大な投資が必要となること。また、そのための財源や民間投資・民間活用の可能性など、これらのことを総合的に判断いたしまして、現指定管理期間の最終年度となります令和7年度末をもって一時休止することといたしました。そのため、この電気工事についても見送ることといたしまして、その代わりに減収分を補填するものでございます。

○赤尾委員

現在、令和8年度からは指定管理の更新は行わず、施設を一時休止するという話が出ておりましたが、この指定管理委託料については、令和7年度をもって終了となり、令和8年度から予算要求されないものであるという認識でよろしいでしょうか。

○スポーツ振興課長

間違いございません。

○赤尾委員

最後に要望いたします。筑穂地区は過疎地域の認定を受けている地域であり、過疎対策事業債が活用できるという大きなメリットがあります。さきの協働環境委員会で、令和8年度以降のサンビレッジ茜の利活用については、民間投資の可能性など、今後も継続して検討していくという話でしたが、私もこのサンビレッジ茜は、確かに施設の老朽化も激しく、大きな投資をしないと将来性が見込めない施設であるという認識は持っておりますが、まだまだポテンシャルを秘めているとも考えております。

ぜひ、このままなくなることをないように、有利な財源の活用を含めて、将来にわたって継続していけるような施設へと生まれ変われるように、しっかりと検討していただき、この質問を終わります。

○委員長

次に、「第8款 土木費」、183ページ、道路橋りょう維持費、橋りょう長寿命化事業費

について、藤堂委員の質疑を許します。

○藤堂委員

橋りょう長寿命化事業費、減額の理由についてお示してください。

○土木管理課長

道路橋りょう維持費につきましては、令和6年度は、橋りょう補修工事を5か所予算計上しており、全ての工事が年度内に完了しております。また、令和7年度につきましては、新たに工事に着手する3か所について予算を計上しております。

これらの工事は、道路橋りょうの長寿命化計画に基づき計画的に実施しており、工事件数につきましては、年度ごとに増減があり、今回の減額は令和6年度の5か所から令和7年度の3か所と減少したことにより、予算総額といたしましては減額となっております。

○藤堂委員

理解いたしました。ありがとうございます。

それでは、この事業費の今後について、内容や計画はどのようになるのか、お尋ねいたします。

○土木管理課長

現在、本市が管理する点検対象となる橋りょう及び横断歩道橋は、橋りょうは615橋、横断歩道橋は3橋となっております。本事業の実施に当たりましては、計画的に維持補修を進めることで、交通の安全を確保するとともに、従来の事後保全的な補修・架け替えから、予防的な保全を目的とする計画的な補修・架け替えへと事業の方向性を転換しながら進めております。

本事業は、国の社会資本整備総合交付金を活用しながら、橋りょうの長寿命化計画に基づき実施しており、内容につきましては、目視点検、定期点検により要補修となった箇所ごとに優先順位を設け、計画的に工事実施設計委託及び補修工事に取り組んでいるところです。

○藤堂委員

今年度、目尾の歩道橋が撤去されましたけれども、今後、そのような橋りょうの撤去事案があるのか、お尋ねいたします。

○土木管理課長

道路橋及び横断歩道橋の撤去につきましては、現時点での事案はございません。

○藤堂委員

目尾の歩道橋の例で申し上げますと、学校が統合されて、歩道橋として使われなくなって、あと汚かったというところもあって撤去されたのかなと認識しておりまして、これ地元住民に聞いてみますと、案外喜んでいる状況でした。景色が変わって、すごく心が晴れたみたいな感じで、よくプロスペクト理論で、100円もうけるよりも、100円失ったほうが心理的ダメージは大きいということがあるので悲しんでいるのかなと思ったら、喜んでおりました。

それでは、今後、615橋と歩道橋の3橋につきましては、計画的な維持管理ができて、安全性を確保できているのか、お尋ねいたします。

○土木管理課長

現在、橋りょう長寿命化計画に基づき、定期点検を踏まえ、緊急性に応じて補修工事を順次実施しており、今後も計画的な取組により橋りょうの安全性を確保してまいります。

○藤堂委員

全国的な例で申し上げますと、地方自治体が保有している橋とか道路ですとか、これがもう維持できなくなって、今後、通れませんという事案がぽこぽこ出てきていると思いますし、今後もこれは増えていくのだろーと思ひまして、本市は比較的広いので、そのような事案があるのかと思って心配しておりましたけれども、今のところないというところですので安心をしております。大事なインフラですので、維持管理のほど、今後よろしくお願いいたします。

○委員長

次に、１９０ページ、都市計画総務費、菰田・堀池地区活性化事業費について、土居委員の質疑を許します。

○土居委員

菰田・堀池地区活性化事業費についてですが、まず、周辺環境影響調査の内容についてお尋ねします。

○都市計画課長

周辺環境影響調査委託料につきましては、ＪＲ飯塚駅南側にある既設の跨線橋撤去に伴い、撤去工事着手前に工事現場に近接した家屋等３軒の状態を的確に把握し、被害の申立てのあった場合の判定の基礎資料とするために行うものでございます。

調査内容としましては、建物内外や周辺の工作物、塀とか土間、そういったものについて、傾きや亀裂等の状態を調査いたします。

○土居委員

それでは続きまして、飯塚駅周辺整備事業におけるこれまでの整備内容と、今後の具体的な内容及び進捗状況についてお尋ねします。

○都市計画課長

飯塚駅周辺地区整備事業につきましては、令和４年度から令和８年度までの５か年で事業を進めておりますが、令和４年度、５年度につきましては、旧卸売市場周辺の道路整備事業及び菰田保育所横の菰田・堀池公園整備事業を実施し、既に完了しております。

令和６年度につきましては、桜ヶ丘幼稚園横に位置する桜ヶ丘踏切改良事業が完了見込みであり、駅前広場整備事業、駅舎・東西自由通路新設事業、菰田西公園整備事業、そして飯塚駅の南側、天道駅側に位置する城ヶ崎踏切改良事業等に着手をしております。

令和７年度以降は、令和６年度着手事業を継続して実施し、令和８年度の完了を目指しております。

次に進捗状況について、さきの議会答弁と重複する部分ございますが、事業費ベースにてお答えいたします。令和４年度から令和８年度の５か年計画の全体事業費の見込額は約４１億２千万円となっております。令和４年度、５年度は決算額合計で６億９５５８万円、事業費ベースでの進捗率は１６．８％、令和６年度の決算見込額は５億４０６７万３千円、令和４年度から６年度の３か年の決算見込合計額は１２億３６２５万３千円、事業費ベースでの進捗率としては約３０％となっております。

○土居委員

それでは、移転補償費の具体的な件数と内訳についてお尋ねします。

○都市計画課長

移転補償費につきましては、令和６年度に予定をしておりました２件の移転補償のうち、九州旅客鉄道株式会社に対するものにつきまして、スケジュールに変更が生じ、一部が令和７年度の実施となったものでございます。

補償内容としましては、駅建物に対する物件移転補償費となっております。

○土居委員

この菰田・堀池地区活性化事業については、周辺地域の方々も大きな関心と期待をお持ちですので、今後も丁寧な地元対応をよろしくお願いします。

○委員長

次に、１９４ページ、公園費、公園施設長寿命化事業費について、赤尾委員の質疑を許します。

○赤尾委員

予算書の１９４ページ、当初予算資料の４１ページの公園施設長寿命化事業費についてお尋ねします。概要は必要ありません。なぜ、令和７年度に改定をしなくてはいけないのか、それ

を簡単にご説明ください。

○都市計画課長

現在の長寿命化計画につきましては、今後も国の補助事業であります公園施設長寿命化対策支援事業を活用するため、社会資本整備総合交付金における整備計画期間の5年を目途に更新していく必要があることから、令和7年度に改定を行うものでございます。

○赤尾委員

では、事業の対象となる公園についてご説明ください。

○都市計画課長

対象公園につきましては、飯塚市公園等ストック再編計画における分類によります、都市公園、児童遊園、開発遊園、その他遊公園のうちの都市公園の63か所が対象となっております。

○赤尾委員

この支援委託料6222万2千円、この委託料の具体的な内容についてお尋ねします。

○都市計画課長

公園施設の安全性の確保及びライフサイクルコスト縮減の観点から、予防保全的管理による長寿命化対策を含めた計画的な改築等に係る取組を推進するため、都市公園63か所に設置されている遊具、ベンチ、休憩所等、約4千施設を対象としまして、経過年数などの基礎的な内容を整理する予備調査、遊具等の安全性に問題がないかといった健全度調査を実施し、これらの調査結果を踏まえた長寿命化計画の検討、策定といった業務が主な内容となっております。

○赤尾委員

改定の策定支援委託を外注されると思うんですけど、発注方式はプロポーザル方式による入札を考えているのでしょうか。

○都市計画課長

今回の長寿命化計画の改定につきましても、令和2年度と同様に指名競争入札を予定しており、プロポーザル方式のような業者からの様々な提案が基準となるような競争には適していないというふうに考えております。

○赤尾委員

一般的にプロポーザル方式のほうがいろいろな提案を受けたりとか、助言を頂いたりとか、そういうことがあると思うので、プロポーザルが適していると思われますけれど、この指名競争入札が適している、その辺の理由をもう少し詳しく教えてください。

○都市計画課長

今回の長寿命化計画策定につきましては、国のほうから長寿命化計画の策定指針というものが発出されております。調査方法であったり、計画策定についての手順というのが示されておりますので、様々な提案があるというよりは、マニュアルに沿って業務をやっていくというような形になりますので、指名競争入札を考えております。

○赤尾委員

では、この事業の財源についてお尋ねします。

○都市計画課長

財源につきましては、長寿命化計画策定支援委託料6222万2千円のうち、国の交付金が50%、残りの50%は市の負担となっております。

○赤尾委員

市内には多数の公園があると思いますが、今後の公園の在り方について、どのように考えているのか、方針等がございましたらご説明ください。

○都市計画課長

公園に関する方向性につきましては、老朽化が進み適切な維持管理が困難となっている遊具等につきましては、公園施設長寿命化計画に基づき、更新や修繕を計画的に行ってまいります。

また、現在、全国的にも人口減少や少子高齢化が進展し、公園設置当時と比べ市民ニーズが変化していることや、財源不足等により将来的に公園施設の維持管理が行き届かなくなることが懸念されております。こういったことから、長寿命化事業による施設更新と併せて、令和4年2月に策定しました飯塚市公園等ストック再編計画に基づき、現在の公園面積の約20%相当の用途変更を図ることも重要であるというふうに考えております。

○委員長

次に、199ページ、住宅管理費、その他の住宅管理費について、藤堂委員の質疑を許します。

○藤堂委員

市営住宅管理計画推進事業費について、増額の理由をお尋ねいたします。

○住宅課長

市営住宅管理計画推進事業費につきましては、飯塚市公営住宅等長寿命化計画に基づき、市営住宅を効率的かつ効果的に維持管理することを目的に、管理戸数の適正化を図る事業となっております。

具体的には、入居者の政策的な移転を進めながら、老朽化した住宅の解体を実施し、管理する戸数や維持管理費用等の縮減に努めております。

本事業の令和7年度予算額は、令和6年度予算額に対して、当初予算ベースで2714万8千円の増額となっております。増額の主な理由としましては、令和6年度は住宅の解体前に実施するアスベスト調査費のみとなっておりますけれども、令和7年度におきましては、調査が完了した住宅の解体工事費及び令和8年度に解体を予定している住宅のアスベスト調査を予算計上しているため増額となっているものです。

○藤堂委員

理解いたしました。それでは、市営住宅管理計画推進事業の取組の中での、政策的な移転についてお示ください。

○住宅課長

本市の市営住宅の大半は、昭和40年代後半から50年代にかけて建設された古い住宅が多く、耐用年数を超えている住宅で、公募を停止した対象住宅を当課職員が戸別訪問し、入居者の方へ今よりも住環境がよい住宅への住替えや移転等の提案を行い、入居者から要望等を賜り、入居者の希望に沿えるような地域や住宅を選定し、案内等を行いながら事業を進めているところでございます。

また、政策的な移転を推進することで、住宅管理費用の抑制や、空き家となった住戸の解体を実施し、まとまった敷地を確保することで、市有地の有効利活用ができるものであると考えております。

○藤堂委員

それでは、現在の政策的な移転の対象者数をお示ください。

○住宅課長

公募を停止した対象住宅に入居されている259世帯を対象としております。

○藤堂委員

政策的移転対象者数が多い割には、移転が難しいという側面があつて、なかなか進んでいないように理解いたしております。そこで、その課題等があればお示ください。

○住宅課長

本市の政策的移転事業につきましては、入居者の移転や集約についての強制力はございませんので、当課職員の戸別訪問により、入居者に対して住環境が整った住宅への住替えのご提案、ご相談を行っておるところです。

入居者が移転をする際には、入居者の経済的負担の軽減を目的に、本市が移転の際にかかる

費用の一部を負担しておりますが、現在、住まわれている住宅の原状回復や引っ越し費用等を考えると、本市が入居者に対して行っている補助では足りないとの意見も多く、移転をしない理由の1つになっております。

また、対象の住宅には高齢者の方が多く入居されており、現在の地域コミュニティ維持の希望により、住み慣れた地域から離れたくないとの理由や、移転先での環境の変化や生活への不安などにより移転を希望されない方もおられますので、このことが政策的移転を推進する上での課題となっております。

○藤堂委員

前提として無理やりは無理ですよと。その上で、政策的移転とありますけれども、手元の武器としては15万円ぐらいの引っ越し代と、あとは訪問したときのお願いだろうと。それだと移転に対するインセンティブというのは働きにくい。そして、それに原課が苦慮されているというのは理解しております。いつもありがとうございます。

この入居者の移転や集約に関して強制力がなく、あくまで市に協力していただくことを考えれば、現在の引っ越し代が大体15万円ぐらいと。この金額は、まず見直しを検討されてもいいのかなと思います。ただ、お金がプラスのインセンティブになるかというところは別だと思いますので、そこはきちんと調べた上で、下げることはないと思うんですけれども、上げるなり、他市の状況などを見て比較をして、補償費の見直しをご検討いただければと思います。

また、別の何か移転に対するインセンティブ等を調査・研究していただければと思います。名前が政策的移転ですので、私としては、きちんと戦略的根拠を持って、例えば、2年間限定で補償費を上げるであったり、そういった方策というのはありかなと思っております。移動していただいたほうが、行く行くは市全体にとってプラスだと思っておりますので、ご検討いただければと思います。

また、来年度から相田団地の建設工事に着工すると思いますけれども、今回は単費でやると聞いております。今後、PFIで民間の資金を活用して良質な住宅を整備する事業方法についてもご検討いただければと思います。隣町の小竹がPFIをしようというところで、最初に話があって、ただ議会で否決をされて、あまり望んでいないような形に着地したというふうに小竹の方から聞いて、言葉は難しいですが、できれば理想のPFIに近づけるような形で、サウンディングを進めていただければと思ひまして、失礼な言い方のないようにしないといけないかと思うんですけど、小竹の規模で、そういう案件の引き合いがあるので、飯塚市とすれば十分、民間の引き合いというのはあると思いますので、調査をしていただければと思います。

相田団地、幾ばくか時間を要しているとお聞きしております。その間、従前の団地は年数を重ねてまいりまして、今後、修繕等も増えてくると思いますので、スピード感を持って、入居者の方が安心して生活できる環境づくりをお願いいたします。

これは合っているかどうか分からない私の個人の意見なんですけれども、仮にあと1人、2人が移動すれば、もうこの土地は空くよねという場合があれば、市長なり副市長なり、僕ではちょっと心もとないと思うんですけど、もう全力で頭を下げるということのも手かなと思いますので、すごい古典的ですけども、なかなかこの公営住宅の移動というのは、武器が少ない。事例を見ていても、建て替えであったり、そういうときぐらいしか出てこないんですよね。なので、全力で頭を下げるということも一つの手かなと、ちょっと私個人の意見で思っております。

また、まとまった土地を確保することで、市有地の有効活用ができると思いますので、そちらも要望いたしまして質問を終わります。

○委員長

次に、「第9款 消防費」について、205ページ、災害対策費、防災事業費について、赤尾委員の質疑を許します。

○赤尾委員

予算書の205ページ、防災行政無線（同報系）設備更新工事についてお尋ねします。当初予算資料では43ページです。まず、この防災行政無線の設備更新工事の概要、内容について、お尋ねします。

○防災安全課長

防災行政無線（同報系）につきましては、屋外拡声子局といいます柱にスピーカーを取り付けた放送機器により、市から市民の方に対して、災害時の緊急放送や、防災情報、また行政情報を一斉伝達する無線通信システムでございます。今回の設備更新工事は、この構想設備の中核であり、放送内容の録音や、放送先の選択及び放送内容の発信を行う親局の更新となります。併せまして機能の向上も含めた更新を予定としております。

○赤尾委員

親局の設備の更新ということで、この更新の理由についてお尋ねします。

○防災安全課長

今回の更新につきましては、この防災行政無線が平成21年に全体の整備をさせていただいております。これから15年が既に経過をしており、修繕等に伴います交換部品が、現在メーカーのほうではもう生産されておらず枯渇している状況でございます。このことから、いつ起こるか分からない災害や国民保護、J-アラート等に関する情報を遅滞なく伝達するため、親局の更新を行いたいということでございます。

○赤尾委員

予算計上額は1億2550万円とかなり高額な予算なんですが、この費用内訳を教えてください。

○防災安全課長

今回の内訳でございますけれども、まず、新しく入れます親局の機器購入費、次に、その機器を設置します工事費、あわせて、旧設備の撤去費が主な内容で、あとはその他諸経費等でございます。なお、更新する新たな機器につきましては、エリアメールやホームページ、SNSなど他の情報伝達システムと連携することが可能となりますことから、業務の効率化が図られまして、職員の負担軽減と、人的ミスの減少が期待されるものと考えております。

○赤尾委員

事業費の財源を教えてください。

○防災安全課長

本事業費の財源につきましては、令和7年度までの時限措置とされております緊急防災・減災事業債の活用を予定しております。

○赤尾委員

令和7年度までの時限措置緊急防災・減災事業債の活用という答弁でしたけど、この辺ちょっともう少し分かりやすくご説明いただきたいと思うんですね。なぜ、こういう質問をするのかといいますと、当初予算資料では、これは市債に区分されているんですよね。この辺をもう少し分かりやすく教えていただけたらと思います。

○防災安全課長

国の予算措置でございますけれども、こちらの充当率が、いわゆる市債ですね、事業債が100%活用できるというところで、あわせまして、その後の地方交付税の措置率が70%の予定というふうな形で、今のところ、令和7年度までこういう事業については措置ができるというふうな形で、現在、取組をお聞きしているところでございます。

○赤尾委員

すみません、勉強不足で申し訳ないけど、市債は借金でしょう。借金という捉え方でいいですよ。

○防災安全課長

借金は借金でございますけれども、いわゆる国から、今後、補填がある部分が、一応70%の予定、つまり30%が市の持ち出し分というふうな形で捉えております。

○赤尾委員

この時限措置というのは令和7年度までに事業実施すれば、充当率が100%だったり、交付税措置率が70%、こういうのが適用されるという、そういう簡単な認識でいいのですか。

○防災安全課長

はい、そのとおりでございます。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですから、「第7款 商工費」から「第9款 消防費」までについて、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 14:40

再 開 14:42

委員会を再開いたします。

次に、「第10款 教育費」から「第12款 予備費」までの質疑を許します。

初めに、質疑通告されております、217ページ、学校管理費、その他の学校管理費について、藤堂委員の質疑を許します。

○藤堂委員

小学校スクールバス運営管理費について、今年度と比較して減額された理由についてお尋ねをいたします。

○教育総務課長

小学校スクールバス運営管理費につきましては、前年度から714万4千円減の5846万7千円を予算計上いたしております。スクールバス運行委託に関する契約形態については、全路線で契約期間を3年間とする長期継続契約等を締結いたしております。これは、受託者の業務スキルの維持・向上を図ることが可能となり、学校行事など、細かな学校運営上の調整などに高品質で安定的な業務運営ができることを考慮したものでございます。

令和6年度につきましては、契約更新を迎える路線、颯田、鎮西、目尾、庄内地区の4路線の運行委託料について、入札前の設計額で計上いたしておりますが、令和7年度につきましては、契約更新を迎える路線が目尾地区の1路線のみであり、前年度に契約更新した路線を委託契約額に予算計上したため、令和6年度と比較しまして、令和7年度は減額要求となったものでございます。

○藤堂委員

理解いたしました。それでは、現在運行されているスクールバスの路線について、今後も継続して運行されるのか、また事業内容に変更する予定等はあるのか、お尋ねをいたします。

○教育総務課長

現在運行いたしておりますスクールバスにつきましては、通学距離が遠距離となる児童生徒等に安全安心な登下校の支援を行うために必要とするものであり、今後も継続して運行する予定でございます。また、契約更新の際には、対象児童生徒数や、登下校の状況に応じて、運行車両、運行時刻、便数、ルート等の確認、見直しを行い、児童生徒の安全面を確保しつつ、経費削減や、効率的な運行について検討していく考えでございます。

○藤堂委員

スクールバスはぜひ継続していただければと思います。ただ、今後、児童も少なくなる可能

性もありますので、答弁にありましたとおり運行者のサイズダウンもあるかと思います。また対象者の居住先も変わっていきますので適正なルートも話し合っただけだと思います。スクールバスの継続、改めてよろしく願いいたします。

○委員長

次に、２１７ページ、２２５ページ、学校管理費、小学校費、中学校費、その他の学校管理費について赤尾委員の質疑を許します。

○赤尾委員

予算書２１７ページ、２２５ページ、小学校費、中学校費、小中学校間ネットワーク更新委託料についてお尋ねします。当初予算資料の４４ページと４６ページのこの更新委託料について、小学校と中学校を合算し、２億３４３１万６千円と多額の予算が計上されていますが、まず、この事業の内容についてご説明ください。

○学校教育課長

現在の小中学校間ネットワークは、令和２年度に構築しておりますが、令和７年９月に、５年間の保守期限を迎えるに当たりまして、機器の更新とともに、現在の通信環境の改善と今後の教員や児童生徒のＩＣＴ機器の利用状況の増加を見通した通信関係を構築するものでございます。

○赤尾委員

では、現状の通信環境の改善ということですが、どのような課題があるのかお尋ねします。

○学校教育課長

現時点における通信環境の主な課題は３点ございます。

まず１点目は、児童生徒の学習用タブレット端末で利用するネットワークにつきましては、令和３年度に外部データセンターではなく、直接インターネットに接続する方式に変更し、おおむね、支障なく端末の利用ができておりましたが、年々端末の利活用が増え、大規模校では支障が出ていることがあります。

２点目は、教員が利用する校務系のネットワークは、データセンターに集約し、データセンターを経由する集約接続方式でインターネットに接続をしておりますが、学校からデータセンターに接続している通信回線において、アクセス集中による遅延が度々生じまして、公務に支障が出ております。

３点目は、今年度、文部科学省が第２期ＧＩＧＡスクール構想に向けて、学校規模ごとの通信の推奨帯域を提示し、推奨帯域が確保できている学校１００％を令和７年度の目標に掲げておりますが、現時点において本市では多くの学校が推奨帯域をいたしておりません。

以上、３点が改善すべき課題だと考えております。

○赤尾委員

課題については分かりました。

では、財政状況が厳しくなると見通しが立っている本市において、この時期に実施しないといけない理由をお尋ねします。

○学校教育課長

現在使用しております機器の保守や、セキュリティー等のライセンスが、令和７年９月で切れるため、延長や更新が必要となりますので、令和７年度に実施をするものでございます。また、ＧＩＧＡスクール構想が目指す学びの実現に向けましては、適切なネットワーク整備が不可欠であるため、ネットワークの更新時期に合わせまして、改善策を講じるものでございます。

○赤尾委員

令和７年度に実施しないといけない理由については分かりましたが、例えば、課題がある学校だけ、または中学校だけとか、令和７年度に段階的に分けるとかですね、そういった措置が取れなかったのか、その点についてお尋ねします。

○学校教育課長

現在の通信環境を変えずに、課題を解決する方法を検討いたしましたが、校務系ネットワークで課題となっている学校とデータセンターの通信の遅延につきましては、通信会社の通信サービスによるものであるため、通信会社に改善策を実施していただきましたが、改善には至りませんでした。そのため、集約接続方式となっているネットワーク構成自体を見直し、直接接続方式に変更する必要がありますが、現行の校務系ネットワークは、小中学校29校を6つのグループに分けてデータセンターに接続をしており、部分的なネットワーク構成の変更を行う場合、現行のデータセンターを残しつつ、新たなネットワークやセキュリティーを構築することになり、部分的なライセンスの延長や、通信契約の重複など余分な費用が発生しますので、段階的な実施は適切ではないと判断をいたしました。

なお、文部科学省の通信環境の改善に対する補助金につきましては、令和6年度と令和7年度の事業実施が対象となりますので、補助制度を活用するためにも、令和7年度の実施が適当であると考えております。

○赤尾委員

この事業費の財源についてお尋ねします。

○学校教育課長

本事業の財源につきましては、事業の一部に、文部科学省の公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金を活用する予定にしております。補助金は補助割合が3分の1、対象経費がネットワーク環境改善に係る委託料、備品購入費、消耗品費等となっており、歳入予算、国庫支出金として、小学校費468万9千円、中学校費233万6千円、合計702万5千円を計上しております。したがって本事業の財源の内訳は、総事業費で申し上げますと、国庫支出金が702万5千円、一般財源が2億2729万1千円となっております。

○赤尾委員

答弁にもございましたGIGAスクール構想の推進のためには、通信環境の整備は大変重要であると考えますし、国等の補助金を活用するために、計画的にこの時期での事業実施ということもよく分かりました。ただし、多額の予算を一般財源から持ち出しますので、無駄なく、そして教育現場において大きな成果が上がるよう、取り組んでいただくことを要望しましてこの質問を終わります。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:52

再 開 15:03

委員会を再開いたします。

質疑に入る前に川上委員より取下げの申出がっておりますのでお知らせいたします。

「歳入」、28ページ、教育費負担金、小学校給食費負担金、中学校給食費負担金。

31ページ、衛生手数料、ごみ処理手数料。

62ページ、雑入、児童クラブ利用料、以上3件です。

引き続き行います。

220ページ、228ページ、教育振興費、小学校費、中学校費、体験型キャリア教育事業費について、土居委員の質疑を許します。

○土居委員

体験型キャリア教育事業についてですが、令和4年度より先駆的事业として取り組まれ、足かけ4年目となりますが、当初の事業計画からその内容についても、変化や工夫もあったかと思われそうですが、そのプログラムについては、事前打合せにおいて理解できましたので、最初のお尋ねは割愛させていただき、二つ目の、令和7年度の実施予定回数についてお尋ねします。

併せて、過去の実施状況についてもお示しください。

○学校教育課長

令和7年度はスチューデント・シティ15回、ファイナンス・パーク17回の実施を予定しております。過去の実施状況は、令和5年度がスチューデント・シティ17回、ファイナンス・パーク16回、令和6年度がスチューデント・シティ15回、ファイナンス・パーク17回となっております。

○土居委員

それでは、事業運営に携わるスタッフについてお尋ねします。

○学校教育課長

事業運営に関わるスタッフにつきましては、会計年度任用職員のマネジャー2名に加え、いずれのプログラムにも、市民ボランティア及び保護者ボランティアに参加していただき、児童生徒のサポートをしていただいております。また、スチューデント・シティでは、ブースを出展していただいている企業からもボランティアを派遣していただき、児童のサポートをしていただいております。

○土居委員

市民ボランティアの協力があって事業運営ができているということで、素晴らしいことだと思います。では市民ボランティア派遣人数と事業における役割についてお尋ねします。

○学校教育課長

令和7年度のボランティア派遣人数はスチューデント・シティで延べ270人、ファイナンス・パークで延べ306人を予定しております。

ボランティアの役割につきましては、スチューデント・シティでは、各企業ブースで児童が行う仕事や社内会議の進め方への助言、サポートなどを行っていただいております。ファイナンス・パークでは、生徒が1か月の生活費を計画するために行う情報収集や、意思決定に必要な助言・サポート、作業の進捗管理などを行っていただいております。本事業の円滑な運営には、社会経験が豊富な市民ボランティアの皆様のご協力は欠かせないものとなっております。

○土居委員

バス借上料についてですが、小学校費では274万4千円、中学校費で255万円を計上しておりますが、それぞれの台数と利用する児童生徒数についてお尋ねします。

○学校教育課長

令和7年度のバス借上げ台数と輸送する人数は、スチューデント・シティではバスが34台、児童1104人の利用、ファイナンス・パークでは、バス31台、生徒1174人の利用を予定しております。

○土居委員

それでは事業実施についてはどのように評価されているのかお尋ねします。

○学校教育課長

事業評価につきましては、体験活動終了時に児童生徒及び教員へのアンケート調査を実施しており、「満足」、「やや満足」と答えた児童生徒の割合は96%、教師のほうの割合が99%と非常に高い評価となっております。アンケートでの自由記述におきましても、実社会における振る舞いの認識や、体験をこれからの行動へつなげること、家族への感謝など、学んだこと、感じたことを自分事として述べているものが多くあり、キャリア形成において大きな学びがあったことが明らかとなっております。

また、令和7年度は本事業開始3年目を迎えまして、令和5年度にスチューデント・シティを体験したこどもたちが、来年度中学校1年生となってファイナンス・パークを体験することとなり、初めて2つの事業を体験することとなることから、経済教育の理解がどのように深まっているか等を確認してまいりたいと考えております。

○土居委員

このキャリア教育事業の体験が児童生徒の皆さんにとって貴重な財産になることと思います。また、未来の飯塚市を担うこどもたちが、経済活動の実務に触れることで親御さんの仕事や地域商業施設をより身近に感じ、それぞれの将来ビジョンを具体的かつ明確にするよい機会になるかと思われます。今後もこの意義深い事業をより充実していただくようお願いして質問を終わります。

○委員長

次に、221ページ、教育振興費、その他の教育振興費について、藤堂委員の質疑を許します。

○藤堂委員

小学校水泳授業運営費について、校外水泳授業を実施される予算を計上されておりますが、その内容についてお尋ねをいたします。

○教育総務課長

飯塚小学校と上穂波小学校のプールにつきましては、老朽化による塗装の剥離等が見られるため、児童の安全衛生に支障を来す状況が危惧されております。このことから、令和7年度は、自校のプールを使用せず、校外水泳授業を行うものでございます。

まず、飯塚小学校につきましては、市内の民間プール施設を利用し、水泳指導の委託を行う予定であるため、水泳指導委託料129万2千円と施設までの移動手段としてバス借上料79万2千円を計上させていただいております。

また、上穂波小学校につきましては、近隣の小学校のプール、内野小学校、大分小学校を共同利用して水泳授業を行うため、上穂波小学校からの移動手段としてバス借上料170万3千円を計上させていただいております。

○藤堂委員

よろしく願いいたします。

それで水泳授業の民間委託については、教員にとっては負担軽減となり、児童や生徒にとっては、プロによる専門的な技術指導を受けられるという利点が上げられますが、水泳授業を民間に委託するに当たっての課題についてお尋ねをいたします。

○教育総務課長

市内のプール施設を持つ民間事業者等は限られており、学校によっては、プール施設までの距離が遠く、移動時間がかかるため、授業時間を確保することが困難となります。また、夏の気温が高い時期は屋内、屋外で体育の実技を行うことが難しいため、多くの学校が6月から7月にプール授業を行うことを希望されます。そのため、学校側と事業者側との利用時間の調整等が1番の課題になると考えております。

○藤堂委員

理解いたしました。

学校のプール施設の老朽化の現状、施設の維持管理において、こどもたちが安全に利用するには、様々な問題が、課題があるのではないかと思います。今後、学校の水泳授業運営をどう考えているのかお尋ねをいたします。

○教育総務課長

水泳授業は、小中学校とも文部科学省によって定められた教育課程の基準となる学習指導要領において必須科目として定められております。今回、令和7年度予算、水泳授業運営費では、プールが利用できない、また、プール施設がない学校については、自校のプールを使用せず、校外水泳授業を行う関係予算を計上させていただいております。このことは、令和2年6月に策定しました飯塚市学校施設長寿命化計画の改造等の基本的な方針にある「プール利用・配置の適正化」のとおり、プール未設置校での民間施設の活用や、また学校間の共同利用について

実施した経緯、また実績等も踏まえたものでございます。今後、学校の水泳授業の運営につきましては、こどもたちにとって最も望ましい教育環境の確保を最優先課題とし、市の財政負担軽減、平準化を図るとともに、児童生徒が安全安心で継続的に水泳授業が行えるよう、先進的な事例も参考にしながら検討していきたいと考えております。

○藤堂委員

民間委託は、生徒、先生、民間業者、本市においてプラスに働くものであると感じております。しかし、本市は学校数も多くて、その調整に苦慮されているという点において、原課におかれましては感謝申し上げます。

民間委託を進めたほうが、予算的には、もしかしたら、負担軽減になるかもしれないけれども、やり過ぎてしまうと民間依存になってしまうので、仮に撤退された場合などの調整等がまた難しいんだらうなというふうに感じております。

一方、この心配事なのか、私の器が小さいだけなのかというのが1点ございまして、小竹町がカホスイミングスクールに民間委託をしていますと。飯塚市に水泳スクールのリソースがあって、別に他市が使うというのが悪いとは全然思っていないんですけども、仮に飯塚市がやりたいとなったときに、希望する時間帯とかが取れない場合という可能性があったり、また本市だと、近隣の嘉麻市とか桂川町とかもございまして、また他市がですね、本市のリソースを使うというところで、これは単純にこの共存という意味で、私の器が小さいだけなのかどうかということも考えものなんですけれども、もしですね、飯塚市も民間委託等々を仮に少しでも進めたいというものがあるのであれば、ぜひ、少しでも検討していただければと思っています。ただ課題も多くあると思いますので、人口推計などを見て、真摯なる協議の上、本市のこどもたちが有意義な水泳授業を行えるように、最後に意見して終わります。ありがとうございます。

○委員長

次に、221ページ、229ページ、教育振興費、小学校費、中学校費、その他の教育振興費について、秀村委員の質疑を許します。

○秀村委員

今、同僚委員が種々お尋ねになられましたので、一部ちょっとあれしますけども、各学校事情に応じ水泳授業が行われており、学校のプール設置状況によって民間プール施設を活用しているとのことですが、市立小学校のプールの設置状況についてお尋ねいたします。

○教育総務課長

学校プールの設置状況についてお答えいたします。市立小中学校は小学校が19校、中学校が10校の全29校ございますが、そのうち、飯塚第一中学校、穂波西中学校、庄内中学校の3校については、学校にプール施設は設置・整備されておられません。また、飯塚第二中学校につきましては、施設全体の老朽化が激しく、大規模改修するまでの維持管理も困難な状況であることから、現在は施設利用を廃止し、令和5年度より民間プール施設を活用している状況でございます。

○秀村委員

そもそも修理しなかったり、設置していない学校があるということでしたので、必須なのかと聞こうかと思ったら、必須という答えが返ってきておりましたので、これは分かりました。

では、令和7年度当初予算には、学校整備費にも学校プールに関連する予算が上がっております。内容は、施設廃止した学校プールの侵入防止対策に関する予算とのことですが、現在多くの学校プールは老朽化が進んでいる状況ではないかと思います。

老朽化への対応、維持管理の方法、また未設置校に対するビジョンなど、学校ごとに差があるように感じるのですが、今後の市の水泳授業は必須科目として実施されると思います。学校プールの維持管理や、整備に関する方針について、運営と整備の両面からお尋ねいたします。

また、廃止したプールの管理についてもお尋ねします。

○教育総務課長

学校のプールの維持管理や整備に関する方針につきましては、教育委員会が策定しました飯塚市学校施設長寿命化計画において、老朽化状況の把握をするとともに、整備等についても計画しているところでございます。

一方で、プールの維持管理費及び整備には多額の費用を要することから、先ほども答弁させていただきましたが、本計画においては、学校施設整備の基本的な方針の中にプールの利用・配置に関する適正化についても記載いたしております。

現在の運用状況、プール未設置校での民間施設の活用や、また近隣学校との共同利用等についても、一部実施した経過もあることから、今後、この学校プールに関する運営面と整備面につきましては、市の財政負担軽減、平準化を図るとともに、児童生徒が安全安心で継続的に水泳授業を行える環境を確保することを最優先の課題・目的として、検討していきたいと考えております。

また、廃止したプールの管理についてですが、児童生徒の安全面や環境衛生面を考えると、老朽化した施設は撤去・解体することが最適かと考えておりますけれども、工事に伴う振動や騒音など、学校運営に支障を及ぼすおそれや、財政負担の平準化等も考慮が必要ではないかと考えておりますので、まずは生徒たちの安全を第一に、事故等が生じないよう侵入防止等の安全対策をしっかりと行っていきたいと考えております。

○秀村委員

なぜこの質問をしたかといいますと、移動時間、これ結構時間がかかると思うんですけども、この異常気象の昨今、夏場は何十年に1度の台風が毎年来たり、冬場はもう本当に寒い大雪で、児童生徒の安全を第一に考えて休校になることが多いようで、授業時間自体が大丈夫なのかなという思いがありました。そして何よりも水代が高いですね。いらっしゃらないので言いますけど。そして使用しないプール、これ防火用水的なあれもあるとですかね、水を張ったままというのものもあるかと思っておりますけども、安全を第一に考えられまして、管理していただくようお願いして終わります。

○委員長

次に230ページ、学校整備費、穂波西中学校大規模改造事業費について、秀村委員の質疑を許します。

○秀村委員

230ページ、中学校費、学校整備費、穂波西中学校大規模改造事業とありますけれども、穂波西中大規模改造について、工事内容、今後のスケジュールをお尋ねいたします。

○教育総務課長

穂波西中学校大規模改造事業の工事内容についてご説明させていただきます。本事業は、穂波西中学校に設置の浄化槽及び附帯設備である電気配電盤等の更新を行う事業でございます。

穂波西中学校の浄化槽は建築後約45年が経過しており、浄化槽及び配電盤等の附帯設備の劣化が激しいため、大規模改造を行って施設機能の回復を図り、耐久性と安全性を確保することにより、教育環境の改善を図るものでございます。

工事計画では、既存の浄化槽を撤去し、新設浄化槽を設置しますが、工事期間中は学校運営に支障がないよう既存浄化槽の機能を生かしながら作業を進め、浄化槽及び一部の配管・ますの改築、配電盤等の附帯設備を更新する計画といたしております。

そのための費用といたしまして、令和7年度予算につきましては、地盤調査委託料586万9千円、設計委託料417万9千円、アスベスト含有測定調査委託料139万7千円の合計1144万5千円を計上いたしております。

次に、今後のスケジュールにつきましては、令和7年度中に実施設計を行い、令和8年度の

工事発注、機器製作期間を経まして、令和9年度の夏休み等を利用した浄化槽改築工事を実施したいと考えております。

○秀村委員

建築後45年ということですが、これ私が中学2年のときに、この校舎になりました。それから45年もたっているわけですからあちこちに不具合が出てくる頃だと思いますけども、スケジュールは理解しました。

では、工事を実施する際に、安全対策はどのように考えておられますか。

○教育総務課長

本工事は、工事発注から約10か月間の工事期間が必要になると考えております。工事期間は、資材調達、機器製作等に要する期間もありますが、工事現場においては、大型重機を使った掘削作業や工事車両等の出入りもございます。作業中の安全を最優先に、また、学校運営に支障がないよう検討したとき、まず、生徒たちの登校が少ない夏休み期間中及びその前後に現場工事が集中するように予定いたしております。工事現場は、体育館に向かう動線途中にあり、生徒が利用する駐輪場も隣接していることから、具体的な対策としましては、工事中の交通誘導員の常時配置や工事エリアの仮囲いを行い、生徒と工事関係者等の動線を分離するなどして、事故が起こらないように、未然の安全対策を徹底したいと考えております。

○秀村委員

最後に、生徒たちの登校が少ない夏休みの工事といっても、部活等々で出てきている生徒も大勢いると思います。生徒たちの安全を最優先し対応していただくことと、学校運営や安全衛生上、生徒たちの学校生活に支障を来さないよう、また計画的にかつ早急に更新工事を進めていただくよう、業者の方にもお願いして進めていただくようお願いいたします。

○委員長

次に235ページ、社会教育総務費、青少年教育事業費について、土居委員の質疑を許します。

○土居委員

少年の船運営委員会補助金についてですが、まず少年の船の過去の参加者実績をお示ください。

○生涯学習課長

飯塚市少年の船は昭和54年から続く青少年育成を目的とした事業で、令和6年度で42回を数えました。これまでの参加者の実績といたしましては、平成29年度が子ども団員46名、役員・指導員等20名、シニア団員3名の総勢69名、平成30年度が子ども団員46名、役員・指導員等31名、シニア団員6名の総勢83名、令和元年度が子ども団員42名、役員・指導員等26名、シニア団員7名の総勢75名の参加がありました。

平成25年度までは70名を超える子ども団員を含む総勢100名以上で実施しておりましたが、年々、子ども団員の参加者が減少傾向となっております。なお、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、令和2年度から4年度の3年間は事業を中止しておりましたが、令和5年度から行程を往復飛行機に変更して再開いたしました。参加者といたしましては、令和5年度が子ども団員43名、役員・指導員等25名、シニア団員4名の総勢72名、令和6年度は子ども団員42名、役員・指導員等25名、シニア団員3名の総勢70名でございました。行程を往復飛行機として募集人数を少なくしたところ、再開後は、応募者が多く、毎年すぐに定員いっぱいになる状況でございます。

○土居委員

訪問地、また交流内容についてお尋ねします。

○生涯学習課長

訪問地である沖縄本島では、平和記念公園やひめゆりの塔などを訪れ、折り鶴の献納や参拝

を行い、戦争の悲惨さや命の大切さ、平和の尊さについて学習いたします。ほかにも、美ら海水族館の見学や守礼の門などへの訪問や、国際通りの散策など、沖縄の歴史や食文化に触れる体験も行っております。

また、地元うるま市石川地区の皆さんと、毎年交流を行っております。交流会では、うるま市のこどもたちからは、沖縄伝統の三味線と琉球太鼓の演舞、そして琉球舞踊の披露をしていただき、本市のこどもたちは、事前研修で練習した手話コーラスを披露いたしました。その後は、ともだちカードの交換や、沖縄の楽器、衣装体験をするなどの交流を深めております。

○土居委員

それでは実施・運営の成果についてお尋ねします。

○生涯学習課長

少年の船につきましては、1泊2日の研修も含めた事前研修を4回受け、3泊4日の沖縄本研修にまいります。出発当日の結団式と帰着後の解団式では、参加したこどもたちの表情が全く違い、短期間の研修でも成長したことを実感することができます。

また、保護者の方へのアンケートでも、よい経験ができた。次はジュニアリーダーや指導員になりたいなど目標ができた。チャレンジすることの大切さを感じてくれた。この旅で大きく成長した。チームワークの大切さや時間を守ることなどを学んだ。積極的に行動するようになったなど、こどもたちの成長を実感できた感想が多く寄せられました。少年の船指導員として参加されているスタッフの中には、小学生のときに参加し、地域のジュニアリーダーとして活躍された後、高校生指導員、大学生指導員として再び本事業に参加されるなどの成果も出てきております。

現在、少年の船運営委員や随行するスタッフの高齢化が大きな課題であることから、このような若者が後継者として成長してくれることを期待しているところでございます。

○土居委員

本事業は、このタイトルのとおりこどもたちが大きく成長するための価値ある船出だと思えます。事前研修では、他校のこどもたちとの交流を深め、新たな友情が生まれ、沖縄本研修後のこどもたちはたくましく大人びて見えます。今後もこの事業が充実して実施できるようご尽力いただきますようお願いして、私の質疑を終わります。

○委員長

次に240ページ、図書館費、図書館管理運営費について藤堂委員の質疑を許します。

○藤堂委員

図書費3400万円、積算根拠をお尋ねいたします。

○生涯学習課長

図書館図書費につきましては、飯塚市立図書館5館で購入する、書籍、CD、DVDの購入費用となるものでございます。その内訳としましては、令和6年度の平均単価、購入数等に基づき、書籍が1680円掛けることの1万6770冊。CDが3100円掛けることの63枚。DVDが1万4500円掛けることの88枚。これに書籍に貼る保護フィルム代が80円掛けることの1万6770冊かかると見込んでおりまして、それぞれに消費税を加えた総額で3408万6千円となっております。なお、実際の購入単価は、購入するもので異なりますので、購入数は前後するものでございます。

○藤堂委員

それでは、県内他市の状況についてお尋ねをいたします。

○生涯学習課長

福岡県公共図書館等協議会が発行しております福岡県公共図書館等概況で調べたところでは、新聞雑誌等を含む令和6年度資料費の総額となりますが、県内の近隣自治体では、直方市954万7千円。田川市1100万円。嘉麻市2078万7千円。また人口規模に近い自治体

では、大牟田市2114万9千円。筑紫野市2490万7千円。春日市2100万円。大野城市2千万円。糸島市1796万7千円などとなっております。

○藤堂委員

この福岡県公共図書館等概況の資料ですが、これ飯塚市の1人当たりの図書費が294円。で、先ほど列举されました直方市だと174円。田川市だと244円。嘉麻市はめちゃめちゃ高く600円。人口が近い自治体ですと、筑紫野市で234円。大野城市で188円。大牟田市で200円。春日市で188円。糸島市で174円。一部追加して久留米市だと160円となっているデータでございまして、図書費に関しては、何が適正なのか分からないというのが正直な私の感想でございます。単純な人口割ですので、比較が十分かと言われると、ちょっとそこも分からないというのを感じております。

仮に、人口類似団体が大体200円前後なので、飯塚市も図書費200円ぐらいにしたら、予算額2500万円ぐらいになって、1千万円ほど別でできると。1千万円を浮かすという世界線も可能性が、浮かすというか圧縮するという世界線もなくはないのかなと思うんですが、私としては仮に合わせて200円ぐらいにした場合、できるのであればですね、電子図書にその分充てるとか、なかなか新規の予算で今からつけていくというのは厳しいかなと思うので、やはりこういうやりくりは必要なのではないかなというふうに思っておりますので、実現可能かどうかちょっとご検討いただければと思ひまして質問を終わります。

○委員長

次に、241ページ、文化財保護費、発掘調査事業費について、赤尾委員の質疑を許します。

○赤尾委員

241ページ、社会教育費、文化財保護費についてお尋ねします。当初予算資料51ページの発掘調査事業費966万円についてご説明をお願いします。

○文化課長

発掘調査事業は、開発行為等に際して当該地に遺跡が確認された場合、開発事業者負担で市が発掘調査を行うものですが、発掘調査の有無は、申請後の事前調査があってからの判断となりますので、例年2つほどの発掘調査を想定し、予算化をしております。令和7年度予算につきましては、この2つに加えて、潤野小学校の解体が予定されており、その発掘調査があることが確定しておりますので、調査費分約550万円を増額計上しております。

○赤尾委員

例年は2件ほどの発掘調査を想定していると。令和7年度に関しては潤野小学校の発掘調査を想定していますということですね。

増額理由としては、何ていうんですか、潤野小学校は学校なので、面積も広い、かなり通常よりも、一般的な想定よりも広いというところの物理的要因が関係してこの超過分といいますか、差引きの677万4千円は、そういった要因なんでしょうか。

○文化課長

今回潤野小学校の調査におきましては発掘調査や、そのエリアの中に試掘を行う箇所数が多い、当然面積が広くて、その調査する箇所が多ければその分の費用は高くなります。今回の潤野小学校の調査分としては、550万円分がこの潤野小学校の分となります。先ほど委員のご指摘のあった差額分については、今年度行いました調査分の報告書作成分がはっきりしていますのでその分を少し増額した形で計上をいたしております。

○赤尾委員

ご答弁の中で、発掘調査が2種類ぐらい出てくるんですけど、発掘調査の部門は、今回の事業ですね、この事業が発掘調査の有無を判断するための事前調査費用と考えてもよろしいんでしょうか。

○文化課長

今回の事業については事前調査ではありません。潤野小学校敷につきましては、令和5年度に事前調査を行い遺跡の存在が確認されております。発掘調査費につきましては、今回、市のほうで負担して実施をするものでございます。

○赤尾委員

簡単に言うと、今回は本市が開発業者の立場ですってことですね。分かりました。

では、この財源を教えてください。

○文化課長

今回の潤野小学校分につきましては市の単費になります。それ以外の例年計上しています2か所と申しました分については、先ほど申しましたように、開発事業者の負担となります。

○赤尾委員

この発掘調査費用の算定根拠、積算根拠をお示してください。

○文化課長

発掘調査費用の積算といたしましては、地表土を取り除くための重機の操作借り上げと、スタッフの休息用のプレハブ小屋、資材倉庫、仮設トイレのリース料、調査報告書の印刷製本費が主なものとなります。

○委員長

次に245ページ、文化財保護費、嘉穂劇場保存整備事業費について田中武春委員に質疑を許します。

○田中武春委員

私のほうから245ページ、社会教育費、文化財保護費の嘉穂劇場保存整備事業費について質問します。嘉穂劇場の整備についてですが、まず、整備工事と解体工事の目的をお示してください。

○文化課長

今回嘉穂劇場保存整備事業に係る工事の概要、目的でございますけども、建築基準法を満たしていない違反建築物である劇場本体の増築部分を含めた建物の解体工事、その解体部分にトイレが含まれていますので、新たに屋外トイレを設置する工事となります。この工事完了によって、既存不適格、これは建築基準法の施行前の建物で、違反建築ではないとされる建物になります。これが劇場本体と住宅棟のみとなりますので、現在ある違反建築の状態は解消されるものと考えております。

○田中武春委員

分かりました。今回の解体工事については建築基準法を満たしていない違反建築物の部分の解体工事するんだと。資料によるとそれが7630万円ということかな。そうすると、それに伴って、解体するトイレが含まれているので、新たに野外にトイレを設置する工事、これが整備工事ということで2千万円ということで、まず理解していいんですかね。

○文化課長

そのとおりでございます。

○田中武春委員

それでは整備事業の今後のスケジュールについてお尋ねいたします。

○文化課長

年度当初から解体建物のアスベスト調査や周辺家屋影響調査及び解体設計に着手いたします。設計等の進捗によりまして、令和7年秋頃から解体工事に着手し、並行して令和8年3月頃からトイレ新設工事に着手いたします。令和8年の秋には全ての工事を終える予定でございます。整備事業終了後には、速やかに嘉穂劇場の会場を予定しているところでございます。

○田中武春委員

今ご説明を聞くと、今回の整備事業は解体が主で劇場本体は何もしないようですが、これに

よって嘉穂劇場がどのように変わっていくのでしょうかお示してください。

○文化課長

今回の諸工事は先月の福祉文教委員会にて報告いたしました「嘉穂劇場施設改修・管理運営計画」にて定めた3つのフェーズ、フェーズ1として、文化財である嘉穂劇場を目指し見学ができるようにする。フェーズ2として、多目的施設としての嘉穂劇場を目指して施設の貸出しができるようにする。フェーズ3として、劇場としての嘉穂劇場を目指して多機能な利用ができるようにする。この3段階での整備の第1段階の整備事業となります。

これによって令和3年の市への譲渡以降、閉鎖していました嘉穂劇場に、誰でも見学に館内へ入ることができるようになります。ただし、耐震化はできていませんので、施設の貸出しということはできません。これは、フェーズ2の整備事業後ということになります。しかしながら、全国的にも貴重な昔ながらの芝居小屋である嘉穂劇場の館内が見学できるようになれば、本市にとりまして、旧伊藤邸と並んで文化的・歴史的価値を有する貴重な観光資源になり観光振興にも資するものと考えております。

○田中武春委員

嘉穂劇場としてまだ利用するまでには、フェーズ2、フェーズ3という、まだまだ時間がかかるようすけども、本市としても、先ほど言われたように文化的・歴史的にも価値の多い資源と考えますので、多分時間もかかるでしょうが、引き続き取組の強化を、お願いしたいと思います。終わります。

○委員長

次に246ページ、文化財保護費、その他の文化財保護費について、川上委員の質疑をします。

○川上委員

令和7年度の事業概要を伺います。

○文化課長

その他の文化財保護費の事業といたしましては、飯塚市文化財保護審議会を1回開催いたすところでございます。

○川上委員

この際ですからお伺いしますが、平恒の巻き上げ機台座、旧中野倶楽部の門扉の文化財指定の検討状況をお尋ねします。

○文化課長

平恒にございます巻き上げ機台座につきましては、現在、平成11年に1基を市の指定、当時は穂波町でございますけども、その後、飯塚市の指定文化財ということになっております。もう一つ、すぐ近くにもう1基ございます。そちらについては、今現在、民間の所有ということになっております。

もう一つ、ご指摘がありました中野倶楽部、こちらにおきましては、現在塀が残っている状態ということは確認をいたしております。ただし、まだ市の指定文化財にするかどうかというところの検討はしておりません。

○川上委員

その審議会で検討できないんですか。

○委員長

川上委員に申し上げます。今の質問は、予算計上に入っておりますでしょうか。

暫時休憩いたします。

休 憩 15:47

再 開 15:48

委員会を再開いたします。

○文化課長

委員ご指摘の、特に、巻き上げ機台座につきましては、私どもといたしても貴重な1台を今市の文化財としております。それと、もう1基につきましても、これはそもそも一對をなす巻き上げ機台座でございまして、その貴重性については十分私どもも確認をいたしております。今後、専門家のご意見、また地権者の意向等々をお尋ねしながら、検討していきたいと思っております。

○委員長

川上委員に申し上げます。予算に計上しているものの質問でよろしくをお願いいたします。（発言する者あり）予算に上がっているものを、質問してください。

○川上委員

ほぼ同じ答弁を前任者から聞いております。それから随分たっているもので、ぜひやってもらうように、要望して質問を終わります。

○委員長

次に、247ページ、社会教育施設費、生活体験学校管理運営事業費について、土居委員の質疑を許します。

○土居委員

生活体験学校管理運営事業費についてですが、この庄内生活体験学校の過去の活動内容と参加者の実績についてお尋ねします。

○生涯学習課長

庄内生活体験学校の主な事業の直近3年間の活動内容及び参加者の実績についてお答えいたします。庄内小学校の小学4年生から6年生を対象として6泊7日で実施する通学合宿につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度から4年度まで中止しておりましたが、令和5年度から再開し、実施3回、延べ259名の児童が参加しております。

次に、市内の小学1年生を対象に、1日研修を実施する1年生のための生活塾は、令和3年度が実施3回、延べ26名の参加、令和4年度が実施3回、延べ44名の参加、令和5年度が実施4回、延べ50名の児童の参加がございました。

次に、市内の小学2年生から3年生を対象に、1日研修を実施する生活塾は、令和3年度が実施18回、延べ194名の参加、令和4年度が実施23回、延べ279名の参加、令和5年度が実施23回、延べ325名の児童の参加がありました。

次に、市内の小学4年生から6年生を対象に、1泊2日で実施する生活体験合宿は、令和3年度まで中止しておりましたが、テントでの分散宿泊などに切替え、令和4年度から再開し、令和4年度が実施8回、延べ151名の参加、令和5年度が実施10回、延べ274名の児童の参加がございました。

その他、就学前児童の体験事業や、親子で参加が可能な農業体験事業などを実施しております。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、宿泊を伴う合宿事業を中心に様々な事業を中止しておりましたが、感染症対策に気を配りながら再開しており、事業者数も年々増加傾向となっております。

○土居委員

それでは次に、事業目的と成果についてお尋ねします。

○生涯学習課長

庄内生活体験学校は、飯塚市における青少年体験活動や、学社連携事業の中心施設として、生活体験を中心に集団で体験することを通して、こどもの自立と自律を図り、生きる力を体得させることを目的として設置された社会教育施設でございます。生活体験合宿等の各種事業を通して、異年齢で協力してやり遂げることやコミュニケーション能力の醸成を図ることができるとともに、集団体験を通じてこどもが自立的に行動する意欲を育成することにつながってい

ます。

また、利用者アンケートからも、こどもたちが施設で体験したことを家でも積極的に手伝うようになったなどの感想もあり、こどもたちの成長に大きく貢献できていると考えております。

○土居委員

これまでいろいろと親しまれてきた施設であります、今後の方向性についてはどうなっているかお尋ねします。

○生涯学習課長

本施設は地域のこどもたちだけではなく、見守る保護者の方々、また保育やその他社会教育を学ぶ方にとっても様々な体験ができる全国的にも類を見ない非常に重要な存在でありますので、老朽化しつつある本施設が適正に利用できるように、維持管理にも注力しつつ、今後も指定管理者と協力して利用促進を図ってまいります。

○土居委員

少子化の現代において、生活体験学校での集団活動が、人への思いやりや人間関係の構築など、学校だけでは学べないかけがえのない学びになると思われます。今後も施設改修を含めて、より充実した事業ができるように対応をよろしくお願いします。以上です。

○委員長

次に質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑がないようですから、「第10款 教育費」から「第12款 予備費」までについて、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 15:54

再 開 16:03

委員会を再開いたします。

次に、「歳入」の質疑に入ります。「歳入」についての質疑を一括として許します。

初めに、質疑通告されています、29ページ、土木使用料、公園使用料について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

予算書の29ページ、健康の森公園施設使用料、市民農園使用料、216万円についてお尋ねいたします。資料を出していただいておりますので、資料とともに過去3年間の利用状況について、お知らせください。

○都市計画課長

それでは資料の10ページをお願いいたします。市民公園は飯塚市吉北の健康の森公園内にある農園で、区画面積が1区画当たり16平米、区画数は54区画ございます。年間の使用料につきましては、1区画当たりが4千円となっており、市民農園が利用できる方は、使用条件として2つございます。1つ目は、飯塚市に住所または居住地を有する世帯、2つ目としましては、飯塚市に住所または居住地を有する個人を主たる構成員とし、かつ5人以上で構成される団体となっております。

利用状況につきましては、令和4年度から令和6年度の3年間についてお答えいたします。令和4年度につきましては、利用者数が26名で、利用区画数は54区画。令和5年度は、利用者数が25名で、利用区画数は54区画。令和6年度は、利用者数が24名で、利用区画数は54区画となっており、いずれの年度においても全ての区画が利用されている状況となっております。

○金子委員

54区画あるところを、24団体、24名の登録でやられているということで、100%の

利用状況。

この維持管理については、どのようになっているのでしょうか。

○都市計画課長

維持管理につきましては、貸付けしている区画につきましては、利用者の方で維持管理のほうをしていただくということになっております。

○金子委員

100%の利用状況ですが、広報についてはどのようにやっておりますか。

○都市計画課長

募集につきましては、市のホームページに2月の市報とホームページにおいて、募集のほうをかけております。

○金子委員

この状況を見てみますと、新規の方が、やはり入りにくい状況ではないかと思っておりますので、ぜひ広報していただきたいことと、せっかく、今、物価高騰で、農業に興味のある方が多数いらっしゃるという話も聞きますので、ぜひ広げていただきたいと思っております。以上です。

○委員長

次に、同じく29ページ、土木使用料、市営住宅使用料について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

11ページの資料の説明、お願いします。

○住宅課長

資料名「市営住宅の管理と使用料収納の一覧がわかるもの」についてご説明をいたします。資料につきましては11ページとなっております。上段の表は過去5年間の市営住宅の管理戸数及び空き家状況の推移となっており、住宅管理戸数はこの5年間で65戸減少し、令和5年度末時点で4306戸となっております。管理状況を直近の令和5年度で申し上げますと、4306戸の管理戸数のうち、入居戸数は2811戸となっており、空き家は1495戸となっております。この1495戸の空き家の内訳につきましては、今後、用途を廃止し、解体を予定している公募停止中の団地の住宅が523戸、修繕費用の大小はありますが、修繕後に再び公募に付される住宅が944戸、団地の一部の住宅において損傷が激しく、補修が不可能と判断した住宅が28戸となっております。

続きまして下段の表は、住宅使用料の収納実績推移となっております。こちらは過去5年間の住宅使用料の収納実績を現年度分と滞納繰越し分に分けております。徴収率の推移につきましては、右端の徴収率Bを参考にさせていただくのですが、令和5年度では、現年度分の徴収率は前年度比で0.57ポイント下がり、滞納繰越し分につきましては0.34ポイント下がっております。また、各年度の右横の数値は、各年度末の入居戸数となっており、平成31年度までは3196戸であった入居戸数は、令和5年度末には2811戸で減少をしております。

市営住宅の使用料は各入居者の収入に応じて算定されるもので、一概には言い切れませんが、この入居戸数の減少の影響は大きく、現年度分の住宅使用料の調定額を比較しますと、平成31年度と比較して、令和5年度の現年度分の調定額は4563万3100円減少しております。以上、資料の概要と市営住宅運営状況の説明となります。

○川上委員

この空き家募集に当たり、部落解放同盟の事前了承を求めているところがありますか。

○住宅課長

現在も残しております。

○川上委員

その対象は幾つありますか。

○住宅課長

19団地でございます。

○川上委員

どういうルールで了承を求めているのですか。

○住宅課長

入居の手続につきましては、初めに関係団体からの案内を受けた申込み者に対して、市のほうで一般公募と同様の資格審査を行います。審査の上、入居資格、収入基準を満たしている申込み者は、正式に関係団体の推薦を受け、その後、入居手続を経て、正式入居となっております。

○川上委員

団体から何か書類をもらうのですか。

○住宅課長

確認書のほうを頂いています。

○川上委員

何の確認をするのですか。

○住宅課長

その関係団体から推薦されたという確認書をもらっております。

○川上委員

その団体に特別会費を払って推薦状をもらうということですか。

○住宅課長

そのような会費につきましては、私どもでは今のところ把握はしておりません。

○川上委員

この特別扱いの根拠は何ですか。

○住宅課長

根拠につきましては、本来、地域改善向け住宅の運用の根拠法であった地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律は、平成13年度末をもって失効しております。一方でその法の失効に当たり、平成10年2月20日付で、建設省住宅局より発出された「公営住宅法改正に伴う制度移行に際しての地域改善向住宅に関する留意事項について」においては、「特定目的公営住宅の一つとして地域改善向住宅の供給を行ってきたところであるが、地域住民の居住の安定を図ることは引き続き重要であることから、今後も地域における居住の実態や施策の必要性を的確に把握したうえで、地域改善向住宅への優先入居を適切に行われたい」と記されております。

また、平成14年3月7日付で国土交通省住宅局より発出された「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の失効後における主な留意点について」におきましては、「国の特別対策は平成13年度をもって終了することとなるが、依然として住宅に係る施策ニーズがある場合には、平成14年度以降は一般対策により対応するものであること」というふうに記されております。

このことから、地域コミュニティーの維持と安定向上を図る上で、本市には当面必要な措置として飯塚市市営住宅条例並びに飯塚市市営住宅条例施行規則に基づき、優先入居を適用させているところでございます。

○川上委員

この差別的取扱いはいつまで続けるつもりですか。

○住宅課長

依然として住宅に係る施策ニーズがある場合においては、当該措置の継続はやむを得ないと考えており、地域事情にも差異があることからすれば、「直ちに」とは現時点では難しいもの

と考えております。

市のほうでは、今後も地域における施策ニーズの実情を確認するとともに、一般公募に向け、新たな地域コミュニティの構築を目指すべき団地を検討してまいります。

○委員長

次に、５７ページ、減債基金繰入金、減債基金繰入金について金子委員の質疑を許します。

○金子委員

財政見通しについてお尋ねいたしますが、今回の予算資料に、財政調整基金と減債基金の令和元年度からの年度末残高が載っております。その財政調整基金と減債基金の令和３年度から令和６年度までの残高を教えてください。

○財政課長

令和７年度当初予算資料の９１ページをお願いいたします。こちらのほうに基金状況表を記載しておりますけれども、令和３年度末残高としては、こちらの表の一番下段になりますけれども、約１６４億５千万円となっております。令和４年度の年度末残高につきましては約１７２億５千万円となっております。そして、令和５年度末残高につきましては約１４９億５千万円となっております。そして、令和６年度はまだ決算見込みとなりますけれども、約１２５億５千万円となっております。

○金子委員

令和７年度の年度末残高の見込み、そしてまた財政見通し、昨年７月、８月に出されました財政見通しにおける令和７年度の年度末見込み残高をそれぞれお示してください。

○財政課長

令和７年度末におけます財政調整基金と減債基金の合計残高は約７９億３千万円となっております。それで財政見通しと基金残高の差の分ですが、令和７年度の財政見通しでの年度末残高としては１４３億９千万円となっております。そして、今回の令和７年度末残高としては約７９億３千万円となっております。

○金子委員

今回、予算の資料としては７９億円だけど、８月に出された財政見通しでは１４３億円ということですね。それで間違いないですか。

○財政課長

その数字に間違いありません。

○金子委員

７９億円と１４３億円、倍とは言えませんが、かなり大きく違ってきております。私たち議員はこの資料を基に予算資料や財政見通しを見ていくわけですが、かなり大きいんです。今回、資料にも出していただいておりますが、予算編成方針に載っておりますものをよく読ませていただきますと、２ページ目のところに２番に、「本市の財政状況と今後の見通し」という文書があります。その中の中段に、「令和６年度に『このままいけば』という観点で作成し公表した財政見通しの収支の状況は、以下のとおりであるが、実施予定の事業を一定程度反映できている令和６年度～８年度でも大幅な財政不足が見込まれ、実施予定事業をほとんど反映できていない令和９年度以降についても３５億円前後の赤字が見込まれる状況である」というふうに、こちらには書いてあります。

財政がすごく厳しいのはこの文章を読んでもすごく分かります。出された資料に乖離があるのは分かります。決算と予算で乖離があるのは分かります。財政見通しもいろいろな状況で変わっていくのは分かる。だけど、出された資料がそもそも１４３億円から、今度は７９億円ですよね。財政見通しでは令和７年度は１４３億円だったんです。それが７９億円になったというところから、やはりすごく私たち議員も大変見通しがしにくい。ですから、私は今後も財政見通しに関しては毎年出していただければと思っていますけど、いかがでしょうか。

○財政課長

先ほどの財政見通しと今回つけております予算の基金残高の差異というところですが、こちらの財政見通しを出したときにも、この金額の差異につきましては、ご説明をさせていただいたところなんですけれども、財政見通しを作成するときの収支につきましては形式収支で表示しております。そして実際に決算を迎えたときには、翌年度に繰り越すべき財源を考慮して決算額を出しますので、どうしても作成過程の中で数字の乖離が生じてまいります。

そしてもう1点の財政見通しを毎年公表できないかというところの部分につきましては、財政見通しのほうは現状を前提にして作成を行いまして、今後の検討材料として活用いたします。そのため、公表時期につきましては2年から3年程度の公表を考えておりますので、今後の公表時期といたしましては、令和8年度もしくは令和9年度に公表したいと考えております。

○委員長

次に、62ページ、雑入、シルバー農園申込料について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

シルバー農園の申込み状況についてお尋ねします。予算の資料をつけていただいています。15ページにつけていただいておりますので、これを見ながら、3年間の状況等をお示してください。

○農林振興課長

まず最初に、このシルバー農園の概要についてご説明させていただきます。本市では、遊休農地利活用の一環として、市内に住所を有する60歳以上の高齢者を対象に、土と自然に親しむ機会を提供し、高齢者福祉の増進に資することを目的といたしまして、市内に3か所のシルバー農園を開設しております。資料15ページに記載しておりますとおり、それぞれの農園において貸付けを行っております区画数といたしましては、相田農園が44区画、菰田農園が21区画、秋松農園が同じく21区画となっております。

令和3年度から令和5年度までの利用状況についてお答えいたします。

令和3年度につきましては、相田農園の利用者数は34名で、利用率は77.3%、菰田農園の利用者数は20名で、利用率は95.2%、秋松農園の利用者数は20名で、利用率は95.2%となっております。

令和4年度につきましては、相田農園の利用者数は33名で、利用率は75%、菰田農園の利用者数は21名で、利用率は100%、秋松農園の利用者数も21名で、利用率は100%となっております。

最後に、令和5年度につきましては、相田農園の利用者数は28名で、利用率は63.6%、菰田農園の利用者数は21名で、利用率は100%、秋松農園の利用者数は20名で、利用率は95.2%となっております。

○金子委員

ここがシルバー農園ということで60歳以上の方を対象にされています。先ほど、私が市民農園のことも質問させていただきましたが、そこは年齢制限がないというところで、そこそこで整理していただければなというふうに考えます。

また、ホームページを見たところ、市民からすると、どちらも農園なんだけれども、入り方が全然分かりにくい。そこの整理もしていただければと思います。何より、利用率が高くなっていることを、もっと農業に興味のある方が農業をしやすいような状況をつくっていただくよう要望して、質問を終わらせていただきます。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですから、「歳入」について質疑を終結いたします。

次に、「継続費」、「繰越明許費」、「債務負担行為」、「地方債」についての質疑を一括して許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですから、「継続費」、「繰越明許費」、「債務負担行為」、「地方債」についての質疑を終結いたします。

次に、「総括質疑」に入ります。

暫時休憩いたします。

休 憩 16:28

再 開 16:29

委員会を再開いたします。

総括として、人権同和関連予算について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

資料125ページ、説明をお願いします。

○人権・同和政策課長

提出いたしました関連資料についてご説明いたします。125ページ、人権同和関連予算の総括表をお願いいたします。上段の歳入ですが、使用料及び手数料については、立岩・穂波・筑穂の人権啓発センターの貸し館による収入など。県支出金につきましては、各人権啓発センターで実施をしておりますデイサービス及び相談事業などに対する県補助金。諸収入につきましては、各種講座参加者負担金などとなっております。

下段の歳出でございますが、報償費につきましては、人権啓発センターの施設管理作業員謝礼金や、各種事業の講師謝礼金、旅費につきましては、研修の際の旅費など。需用費につきましては、人権啓発センターの光熱水費、維持補修費など。役務費につきましては、デイサービス事業に関わる講師派遣など。委託料につきましては、人権啓発センター統合事業に関連する地盤調査委託料など。使用料及び賃借料については、バス借上料、複写機借上料となっております。工事請負費につきましては、各種改修工事。備品購入費につきましては、会議用机などの購入費。負担金補助及び交付金につきましては、隣保館協議会負担金、人権擁護委員協議会補助金、部落差別解消推進団体補助金。償還金利子及び割引料につきましては、前年度に預かった個人貸付けの県への返還分となっております。

○川上委員

引き続き、9ページの資料、説明をお願いします。

○人権・同和政策課長

9ページにつきましては、各人権啓発センターの使用料につきまして、それぞれの施設ごとに、令和元年度から令和5年度の年間の利用者数、年間の使用料及び減免数、減免料金となっております。

また、下段の表につきましては、年間の使用料の推移を令和元年度から令和5年度にかけて記載しております。

○川上委員

37ページ、説明をお願いします。

○人権・同和政策課長

資料の37ページにつきましては、人権啓発センター管理運営事業費につきまして、人権啓発センター3館の施設維持管理費に関する費用及び各種講習会やデイサービス事業運営に関する費用の内容となっております。各人権啓発センターの過去5年間の内訳を記載しております。令和7年度につきましては、立岩人権啓発センターが600万1千円、穂波人権啓発センターが636万3千円、筑穂人権啓発センターが380万7千円で合計1617万1千円の予算要求となっております。

○川上委員

この予算要求の下で、これらの施設でどういう事業が行われておるかを知らるために、関係資料を要求したいと思いますので、委員長において取り計らいをお願いします。

○委員長

執行部にお尋ねします。ただいま川上委員から要求があつております資料は提出できますか。

○人権・同和政策課長

令和6年度の各人権啓発センターの利用状況及び各人権啓発センターで行っております市主催の教室の利用状況、また、貸し館で行っております教室及びサークルの利用状況について、提出することが可能です。

○委員長

お諮りいたします。ただいま川上委員から要求がありました資料については要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よつて執行部に資料の提出を求めます。

暫時休憩いたします。

休 憩 16:35

再 開 16:42

委員会を再開いたします。

冒頭に5時までということでお話ししましたが、ちつと議事の進行上、お諮りいたします。「議案第3号」については、本日の審査をこの程度にとどめ、明3月14日、午前10時から委員会を開き、審査したいと思います、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よつて、そのように決定いたしました。

これをもちまして、令和7年度一般会計予算特別委員会を散会いたします。大変お疲れさまでした。